2023

模擬国連研究雑誌

模擬国連の探求

2023 年度 6-8 月期会議編

発行：日本模擬国連代表部

利用に関する注意事項

本誌のうち、目次に挙げる各章の著作権は各章それぞれの寄稿者に属し、特に章の冒頭で氏名あるいは団体名を示している場合はその者あるいは団体が著作権者となる。その他の箇所の著作権並びに編集著作権は、日本模擬国連に属する。

本誌の自由な配布、閲覧を認める。ただし、営利利用はこれを認めない。

本誌の利用についてご質問がある場合は編集を担当する日本模擬国連代表部研究までお願いいたします。

連絡先：research.dept.jmun@gmail.com

はしがき

模擬国連は議論、交渉をはじめとした多くの能力を必要とする活動である。模擬国連の能力を十分に習得するためには経験の積み重ねが重要となるため、それらの能力は基本的には模擬国連の実践の中で鍛えられる。しかし、模擬国連の実践たる模擬国連会議のほとんどは、文章として記録に残されることなく、ただ参加者の記憶に保存され、各々個人の反省に活かされるに過ぎない。また、各々個人の反省の結果として各々が行った数多の考察についても、共有を行う場が十分ではないと言わざるを得ない。そのため、模擬国連の実践について考察しようにも、自身の経験という限界が存在してしまうことになる。

文章として模擬国連会議とそれに関する考察を記録に残すことは、模擬国連に関する考察の幅を広げ上記の限界を克服するための材料となるだけでなく、それ自体、模擬国連の実践をどのように具体化するかという作業を通じた、模擬国連とは何かという探求となるだろう。以上の考えから、日本模擬国連会員有志により『模擬国連の探求』は始められた。この度日本模擬国連は上記の趣旨に賛意を示し、『模擬国連の探求』をより広範かつ包括的な模擬国連に関する会員の探求のプラットフォームとすることを決意し、その編集と発行を引き継いで行うこととなった。

本誌が、模擬国連の探求と発展の礎となることを願ってやまない。

目次

模擬国連の軌跡 4
京都研究会前期会議『紛争ダイヤモンド』 5
国立研究会前期会議『中国代表権問題』 11
名古屋支部前期会議『シリア情勢』 15
四ツ谷研究会前期会議『死刑執行モラトリアム』 21
駒場研究会前期会議『保護する責任の包括的検討』 34
早稲田研究会前期会議『新国際経済秩序樹立宣言（NIEO）』 42
北陸支部前期会議『国連における中華人民共和国の合法的権利の回復』 45
四ツ谷研究会葉月会議『水と衛生に対する人権』 48
模擬国連研究所　特集『英語会議』 62
Policy Making English Conference Policy Making English Conference Japan Model UN Delegation National Model United Nations “Conference Strengthening Actions to Achieve SDG Goal 14” 63
「共通言語としての海外式模擬国連」 68
全米団 政策立案型日本語会議『Promoting Access to Affordable, Reliable, Sustainable, and Modern Energy for All - すべての人の手頃で信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスの拡大 - 』 82
JUEMUN2023 “Realizing the Rights of all Children and Adolescents.” 89
JMUN でも、NMUN でもない場所　　英語会議体験記 95
知識の扉 98
そのとき人道になにができるか 99
コラム連載 102
出口啓貴の大きな独り言—模擬国連と睡眠— 103

模擬国連の軌跡

『模擬国連の軌跡』では、各時期に日本模擬国連その他で開催された模擬国連会議の記録を掲載する。

京都研究会前期会議『紛争ダイヤモンド』

会議監督：白澤里菜

１，会議概要・目的

議題概要

本会議は2000年の第55会期国連総会で開催された「The role of diamonds in fuelling conflict」を取り上げた。内戦の長期化の要因の一つである反政府軍の資金源となっている違法なダイヤモンドの対処を目的として開かれ、史実では規制対象となる「紛争ダイヤモンド」の定義や規制枠組みの方向性が定められた。

BGに記載した争点は2つ。

①紛争ダイヤモンドの定義
②紛争ダイヤモンドに対処する手段に必要な要素

人権を重視している西欧諸国およびNGOに対し、規制に消極的なロシアや密輸に加担している国々という対立構造となっている。しかしダイヤモンド産業に対する関りや自国の紛争ダイヤモンドの状況などを踏まえると各国のスタンスがバラバラであり、コンセンサス採択が望ましいことから一つにまとめあげる必要性があるという点が特徴。

議題選定の理由

前期会議という性質を考慮し、議題理解をする際にイメージがわきやすいような難易度が高くないもの、また、議論の根拠として国際法などの法律が中心とならないものを選んだ。その理由として、去年の前期会議での国際法議論で議論についていけなかったという個人的な経験から、法議論を避けることで新メンでも議論の内容を理解し参加しやすくなるのではないかと思った。またコンセンサスでなければ意味がない会議ということから票取りゲームではなく、議論を積み重ね、じっくりと文言交渉をしてほしいという目的があった。旧メン以上、特に旧メンに向けては、法議論での会議の経験が多いからかインフォーマル（モデ）でのロジック作りは得意な人が多いが、コーカス（アンモデ）も含めた会議全体の一貫した戦略立案を意識して立てられている人が少ないように感じたため、議論のみを主軸に置くのではなく、交渉などの戦略にも目を向けてほしいという願いから法的な根拠にあまり基づかない議論が主な議題を選んだ。

コンセプト解説

コンセプト：原石を探せ！

原石を模擬国連の楽しさとして、模擬国連の楽しさを発見してほしいという長いからこのコンセプトにした。楽しさを見つけるためには模擬国連そのものを理解するということを重視した。これは新メンはもちろん、旧以上でも自身の模擬国連の理解は十分なのか見つめなおしてほしいという思いも込められている。

会議設計の工夫・特徴

・フロントからは草案などを提示しない論点・TT 案の採択を目的とした事前会合を行った。
・会議細則では採択要件を過半数とした。
・会議に初参加の新メンは上級生とペア/トリデリを組ませた。
・フロントが集めた資料はほぼ全て全体公開をした。
・3 つのオブザーバーアクターを設置。
・会議監督と議長が兼任であった。

２，会議の経過、成果文章について

事前会合

前述したようにフロント提示の草案無しでの議論議論を行った。当初 11 個もの TT・論点案が議場に公開されたが、議場で中心となったのはロシア案、南ア案、GW（Global Witness）案の 3 つとなった。国割の関係もありアフリカ諸国が約半数（35 カ国中 17 カ国）を占めていたアフリカ諸国は今会議の鍵となった。実際、南アフリカはアフリカとしてのまとまりを強調しアフリカとしてまとまることを最優先とした。しかし規制への温度間の差などにより、紛争ダイヤモンドの密輸を行っている国々を中心に規制に消極的なロシアにアフリカのまとまりを切り崩されていた。ロシア案に設定されていた、規制する上で留意すべき各国の経済状況について意見を整理することを目的とした「留意点確認フェーズ」をめぐってロシアとアメリカが激しい議論を交わした。その間に南ア、GW、中国などで議論議論が行われ、そのほかの国は TT・論点案の読み込みなどをしていたが何をすればいいかわからない新・旧メンも見受けられた。議論の末ロシアは留意点確認フェーズをあきらめた（＝ロシア案の脱落）。その後、ロシアは留意点確認フェーズの目的を WP として達成する作戦に切り替え UK と協力しながら各国に署名を求めた。この動きに警戒したフランスはフランコフォニー加盟国とともに人権の重視を強調した WP を対抗して出そうとフランコフォニー加盟国と交渉を開始した。肝心な議論議論はアメリカ、中国、南ア、GW のコアグループによって行われた。ここで特筆したいのは GW の動きだろう。ペアデリを生かし、コアグループでの議論を追いながら、周辺の議論に参加していない国々に GW 案の良さをアピールし賛同を取り付けていた。その結果、細かい部分は変更されたが、最終的な論点・TT 案は概ね GW 案となった。

＜採択された論点＞
1　紛争ダイヤモンドの定義：300 分（330 分まで延長可）
2　紛争ダイヤモンド問題に対してとるべき対策
　2-1　認証制度において考慮するべき原則と含まれるべき制度：70 分（100 分まで延長可）
　2-2　その他の対策（60 分）

本会合 1 日目

1日目は冒頭の公式討議で南ア（WP.2 by ZAF）とGW（WP.3 by GLW）からWPの形式でDRが公開された。非公式討議ではインフォーマルでの議論が行われた。

インフォーマルの良かった点としては、インフォーマルでの議論は新メンにとって初めてだったが積極的に発言していたことである。主張だけでなく、質問や反論までできている新メンがいたのも非常に印象的だった。

課題としては、全体的に議論がかみ合っていなかったように感じた。特に質問と懸念の際に自らの主張を繰り返すことが多かったことから、議論が深まりにくかった。また質問の回答として質問者の意図と異なる回答や、そもそも主張の意図を読み間違えての質問、懸念が多かった。積極的な議論により論点・TT案では設置されていた合意提案フェーズは一度も行われなかった。

本会合2日目

インフォーマルが長引いたため冒頭は1日目のインフォーマルの続きが行われた。

コーカスに移ると南アがシッティングで整理することを提案したが、少し強引だったため議場からの信頼感を少し失った。ロシアが規制に後ろ向きなアフリカ諸国を中心に取り込みを開始。中露は共同戦線を張り、ホワイトボード周辺で開始されたインフォーマルで消化しきれなかった部分の議論に中国が参加し議論をして、ロシアは議論に参加していない国々やフランス、UKなどの人権を重視している国々との交渉を優先した。ロシアと消極的な国々の共同修正提案の交渉は修正案に賛同した国からまだ賛同するか迷っている国で行われた。会議終盤では透明性と主権の尊重に関して中国、ロシア、GW、アメリカ、南ア、UKなどでぎりぎりまで議論が交わされていた。最終的には中国とロシアの主張である「主権を尊重した範囲で透明性を重視すべきである」という方向性に落ち着いた。

決議のマスターを新メンであるボツワナ大使に任されたため、フロントに提出されたDRには重大なミスがあった。スポンサーが記載されていなかったのである。しかし、マスター国が新メンであったことなどを考慮し特別にスポンサー国の記載を会議監督兼議長裁量で許可しDRは受理された。また終盤行われた交渉の結果作成された文言も反映されていなかったが、その文言を反映することは許可しなかった。

DRは無事にコンセンサスで採択された。そして、決議には反映されなかった文言は南アフリカからWP（WP. 12 by ZAF）として公開された。

会議で採択された論点・TT案と成果文書

論点・TT案 WM. by ZAF　　成果文書 DR.1 by BWA

3，会議統括・課題

成果文書・会議の結果の分析

成果文書および提出された公式文書の中で特に注目すべきは決議に反映されなかった文言を記載したWP（WP.12 by ZAF）だろう。反映されなかった文言とは次のようなものである。（矢印の上が史実決議、下がWP.12に記載された文言）

(g) 透明性が必要であること。
⇩
(i)各国の主権尊重を含むあらゆる要素を考慮しつつ、透明性を重要視すること

ここからわかることとして規制枠組みにおける「透明性」の地位が大幅に低下したことが読み取れる。規制の信頼性を高めるためには欠かせない透明性だが、情報の公開などを懸念した国々の意見が議場で優勢となったことがわかるだろう。

その他にも、ダイヤモンド産業への過度な負担をかけないことなどが史実決議よりも追加されるなど、規制慎重派の意見が多く反映されている。その要因としては、ロシアを中心とした規制慎重派グループが形成されたのに対し、欧米諸国の連携があまりうまくいかず議場の流れが慎重派に傾いたことが大きいだろう。

事前会合の課題

事前会合では議論に参加できず議場で戸惑う大使が多く見受けられた。まず要因として次の二つのタイプに分かれると考える。

①議場でなされている議論の内容・進捗の把握ができていなかった

②内容・進捗は把握していたが、それに対しどのように動くべきかわからなかった

そして、それぞれの状態に陥ってしまった原因は

①→議場把握ができていなかった（情報不足）

特に新メンに多かったように思われる。そもそも初めての議論議論ということもあり、何を話すべきなのかイメージがついていなかったのも大きいだろう。やはり議論の中心にいるのは上級生のため何を議論しているのか聞いてもいいのか分からないという人が多かったためそのような状態に陥ってしまったのだろう。ここに関してはもちろん慣れの問題もあるがメンターなどで議場把握の重要性、方法などを伝えておくべきだったと思う。また、勉強会では議論議論について取り扱ったものの、やはり前期会議の時点で議論議論の重要性、意義を伝えることは難しいと感じた。

②→現状の把握は何となくできているものの、そこからどのように動けばいいのかがわからない

こちらは旧メンに多かったように思われる。会議がどのような方向性かは分かるものの、その方向性が自国にとって望ましいか否かの判別がついていなかった（若しくは曖昧だった）ため、そのような現状に対しとるべきアプローチが分からなかった人が多かったように思える。議題選定の理由に記載した戦略にも目を向けてほしいという目的があまり達成されなかった。この点に関してもやはりメンターなどで戦略の重要性と必要性を伝えることができていなかったのだろう。ただ、新歓や運営という多忙で会議準備に割ける時間が限られていたことを考慮するとスケジュールの策定などをメンターで一緒にやるなどの会議準備のフェーズごとの時間の比重を意識させるなどが必要だったかもしれない。

事前会合で見えた課題としてもう一つ上げられるのは公開された論点・TT 案に対して国益などを加味して考えて自国にとってより良い論点・TT 案の判別がついたのかというもの

である。この疑問は GW という人権 NGO が作成した論点・TT 案が最終的に採択されたことから生まれる。GW が作成した論点案は非常に抽象度が高いものであった。GW は「何でも話せる」ことを売りにして支持を取り付けたが、そのような論点設定にした意図をくみ取り、その方向性を望ましいと考え賛同した国はどれほどいたのだろうか。「何でも話せる」とは裏を返せば話題の幅を広くしないと話せない議論をしたいともいえるだろう。勿論、その隠された意図を直接提案者から聞き出すのは難しいかもしれないが、論点・TT 案を吟味する際はそのような論点・TT 案の目的、どのような議論がされそうかの議論想定が重要だろう。

本会合の課題

本会合の課題としてはまず上でも述べたように、インフォーマルでの議論のかみ合わなさをあげた。懸念や質問で主張の繰り返しとなってしまったのは相手の立場ではなく自らの立場からの懸念や質問が多かったからだろう。コンセンサス採択が重要な本会議においてインフォーマルの目的の一つである「合意可能領域の模索」をより意識するとより有意義な議論がなされたと思う。

また、これは前期会議であることが大きいと思うが南アがアフリカ諸国でまとまれなかった大きな要因としてアフリカ諸国の新メンによる信義則違反があげられる。南アとしてはインフォーマルの議論中での Discord による裏交渉でとれたはずの合意が、コーカスでロシアと共に南ア案への修正提案に多くのアフリカ諸国が賛同して、南アは信義則違反の事実を知り手遅れになってしまったということがある。交渉における暗黙のルールを教えていなかったことがこのように関わってくるとは思わなかったため、私は非常に驚いた。「合意は拘束する」という認識の浸透も前期会議では特に必要なのだと思う。

会議監督兼議長をしての反省

会議監督兼議長という一人二役は中々にレアだと思うので、やりたいと考えた/やる必要性があるかもしれないと思った人のために記載する。まず私が会議監督兼議長を務めた大きな原因は新メンと先輩をペアにするという会議設計である。上級生はなるべくデリとして出てほしいと考えた結果フロントは 4 人という最少人数にしたため、当初は考えていなかったが会議監督兼議長を務めることになった。まず強調しておきたいのは**メンターができる人員は最低でも二人は必要**だという事である。私は全員のメンターを一人で担当した結果、会議当日に体調が悪くなり微熱[1]を出し、当日メンターを中止するということになってしまった。会議監督兼議長とは替えがきかない役割[2]である。そのため仕事を抱え込みすぎて体調を崩すということは避けるべきだろう。副会議監督をおくなり、担当メンター制[3]

[1] 1 日目の終わりに測ったら 37.4℃でした…

[2] 勿論、会議監督、議長はいつも替えは効きませんが、仮に議長に何かあったとしても最悪、会議監督が務めるということはできなくはないと思います。

[3] メインメンターなどを設定しメンターは基本的にメインメンターとなっているフロントが担当するメンター制度のこと。

にするなり何らかの対処をすることを推奨する。

会議設計および会議準備の評価・課題

コンセンサス採択の重要性、意義に関しては勉強会やメンターを通じきちんと伝えられたと思う。細則で採択要件をコンセンサスにしてしまうことも考えたが、より史実に即した状況設定、コンセンサスの意義を意識してもらうために、あえて採択要件は過半数とした。

課題としては、まずペア/トリデリの評価を述べたい。京都研究会は基本シングルデリなこともあり新歓会議以外でのペアデリは初めてという旧メンが多かった。そのせいか、ペアでの会議準備、会議行動で戸惑いが見られた。定期的なペアミート、役割分担が重要となってくると思うが、経験のなさから、当初は密に連絡をとったりする人が少なかった。旧メン向けにペアデリでの動き方講座などをやってもよかったかもしれない。また、会議当日ではペアとしての強みであるキャパシティーの大きさを活かせていなかったように思えた。基本的にペアの子と共に行動しているデリが多かった気がする。新歓会議では、未来メンコントロールや短い準備期間などから寄り添う会議行動が望ましいと思うが、通常の会議では人数の多さを活かしながら適宜、個別で動くということはペアデリとしての動きの一つだろう。また、新メンと上級生のペアは新メンに対し効果的だったのかは正直、今の段階では評価できないと考える。ただ、新メンのシングルとペア/トリを組んだ新メンを見ていると、自発的に考える力はシングルデリの方が養われると感じた。ただ、先輩がどのようなことを考え会議準備、会議行動をしているのかを知る機会が与えられたことは大きかったのではないだろうか。最後にオブザーバーアクターに対するサポートを述べたい。3つのオブザーバーのうち2つは新メンが担当した。やはりオブザーバーという特殊な立場の動き方は難しかったと思う。フロントとしてどのような動きが望ましいか、もう少しメンターなどで具体的に示してあげてもよかったのかもしれないと感じた。

おわりに

ここまで多くの課題を書いたが、多くのデリが真剣に議論し活発な交渉が行われた今会議は良い会議だったと思う。コンセプトにある「原石」を今会議で見つけられた方がいれば幸いである。会議当日に体調を崩すなど至らない点も多い会議であったが、本会議に参加してくださった参加者、会議をともに作成してくださったフロント、そして2023年度の京都研究会を運営している京都研究会30代執行部に感謝の意を表明する。

参考

BG 会議細則

国立研究会前期会議『中国代表権問題』

会議監督：河村英佳

1,　会議概要・目的

1 会議コンセプト

感奮興起(かんぷんこうき)
「言葉や物事に心を動かされ、感銘を受けて奮い立つこと」
今回の会議で、模擬国連の面白さや楽しさに気付き、今後の模擬国連に対するモチベーションを高めてもらいたい。
今回の会議は、模擬国連のゲーム性を重視している点が大きな特徴である。票取りのための交渉過程を通して、新メンにも旧メン以上にも模擬国連の面白さや楽しさを感じてもらいたい。そのためには、インフォーマルは最低限の論点で行い、コーカスをたくさん取ることでデリに「交渉」をしてほしい。コーカスにおいては、どの国も差異なく全ての国が交渉に参加することができる。どんなに小国でも全体に大きく関わることもできる。ハラハラドキドキ、一票を巡った交渉が特徴のゲーム性の高い会議である。

2 目的・目標

・新メンに対して
前期会議は、新メンが模擬国連に残るかどうかが決まる会議ともなり得るので、本会議を通して模擬国連のゲーム性や面白さ、やりがいに気づいてもらう。

・旧メンに対して
前期会議で初めて会議に参加する新メンもいるので、旧メンとしてサポートも徹底して行う。議論についていけず、取り残されている新メンがいないかどうか、ペアの旧メンやフロントが配慮し、必要なサポートを提供していく。
また、会議経験の少ない旧メンに対しては、フロントが新メンに対してと同様に必要なサポートを提供する。その場合、「会議経験の多い旧老神メン一人・会議経験の少ない旧メン一人・新メン一人」の３人でペアを組めるように工夫する。なぜなら、会議経験の少ない旧メンと新メンをペアにすると共倒れになり、模擬国連がつらい、怖い、わからないなどと感じ、模擬国連から遠ざかってしまう可能性があるからだ。

・老神メンに対して

旧メンに対してと同様で、前期会議が初めての会議である新メンもいるので、サポートも徹底して行う。議論についていけず、取り残されている新メンがいないかどうか、ペアの老神メンが配慮し、必要なサポートを提供していく。

・全体に対して

今回は、史実に囚われないことを大切にする。中間国は、自分が望む帰結を選ぶことができる。それにより、会議帰結がどうなるかわからない、ハラハラドキドキの票取り合戦をより楽しんでもらえるだろうと考えた。

新メンにとってついていくことが非常に難しい議論は避けるようにする。なぜなら、何が起こってるかわからなくなると、一気に新メンがやる気をなくしてしまい、模擬国連を怖がってしまうからだ。ある程度ボコボコにするのがありであるとはいえ、新メンを怖がらせることのないように配慮する。また、そのような流れになってしまった場合、フロントが臨機応変に対応を取る。新メンに模擬国連の面白さを感じてもらうことが、本会議の目的の一つであるということを念頭に置きながら行動する。

3 コンセプトを達成するための具体的な工夫

・わかりやすいタスクシートの作成(新メン用と旧メン用分ける)

・メンターでの丁寧な対応

・春一や新歓を経験した新メンとのメンターでは、フロントが新メンにあれこれ先に教えるのではなく、関西大会を控えた一人のデリとして扱い、ヒントを少しずつ与えながら新メンが自力で発言やロジック、戦略を組むことができる道筋を立てる。

・前期会議がはじめての会議となる新メンとのメンターでは、超基本事項から丁寧に説明し、なんでも気軽に質問できる雰囲気づくりを大切にする。

・交渉による票取りが本会議の醍醐味なので、新メンに交渉の面白さを体感してもらい、成功体験を積むことで自信と達成感を得てもらうことが重要である。そのため、新メンとペアを組む旧メンは、新メンにやり方を十分に説明したうえで、本番の交渉を新メンに実践してもらうようにする。

・行き過ぎた議論や新メンに理解が難しい議論は、議長裁量で落としたり、新メンのために状況を整理し、説明したりする。

・本会議に参加する、会議経験が少ない旧メンには、ペアやフロントが配慮して適切なサポートを行う。責任を押し付けすぎない。どんなに小さなことでも質問し、相談しやすい雰囲気づくりを大切にする。

2, 会議の経過、成果文章について

ロビイング

交渉の進むペースが思ったより早かった。中間国の密約の妥結が早すぎるケースが目立った。

インフォーマル

今回の会議では、コーカスに時間を割くため、インフォーマルは最低限の論点で行い、必要がないと判断した論点では再反論等をとらない会議設計にした。それゆえスムーズにインフォーマルが進み、予想より早くインフォーマルが終わった。その分をコーカスに回した。

コーカス

今回は、票取り合戦を楽しんでもらうため、票数がギリギリになるような会議設計にした。しかし中間国の密約の妥結が早すぎたのが原因で、一日目に多くの国の投票行動が決まってしまった。また、先議権に関しては一票を巡る争いが二日目まで続いたのだが、それ以外については、アメリカが金銭援助の交渉に成功し、多くの中間国がアメリカとの交渉により密約を妥結し、台北陣営についたので、一日目で台北陣営の優勢がほぼ確実であった。

また、重要問題指定の先議権に賛成することと、重要問題指定に賛成することがセットであることを理解できていないデリがいて、矛盾する内容の密約を複数結んでしまった国があった。また、密約の交渉の仕方や密約の扱いについての認識に齟齬が生じているケースがあった。

投票

今回は、分割投票が有りであったり、先議権の行使があったりなど、投票が複雑だったので、混乱する新メンが多く、投票の前に説明の時間を設けた。また、投票行動のミスが起こるのを防ぐため、新メンペアを中心に、どれに反対しどれに賛成するかを一か国ずつ確認した。そのうえで投票に移ったので、投票ミスは発生しなかった。

成果文書

今回採択されたのは、１．逆重要問題指定決議案　２．普遍性案　３．チュニジア案の３つである。

１　逆重要問題指定決議案

Sponsors: Australia, Japan, Nigeria, Philippines, South Africa, USA,
Signatures: Australia, Japan, Nigeria, USA

国連総会は(The General Assembly),

国連憲章の規定を想起し*(Recalling)*、

国連における中華民国の代表権を剥奪することにつながるいかなる提案も国連憲章第 18 条に基づき、重要問題であることを決定する*(Resolves)*。

という文言の決議案で、台北政府を追放する内容の決議案を重要問題とする内容である。これは史実通りの決議案である。

２　普遍性案

Sponsors: Indnasia, Japan, Nigeria, Philippines, South Africa, USA
Signatory: Japan, Nigeria, Philippines, USA

国連総会は(The General Assembly),
国際連合憲章を想起し*(Recalling)*、
国際連合における加盟国の普遍性を尊重し、
北京政府の国際連合への加盟を考慮し*(Considering)*、
国際連合安全保障理事会の常任理事国として台北政府がこれまでに果たしてきた国際的な平和と安全のための多大なるコミットメントを再確認し*(Reaffirming)*、
中国代表権問題の最終的な解決は、国際社会の平和と利益に資することを確認する*(Affirms)*。
という文言の決議案である。これは、史実にはない決議案である。

３　チュニジア案
Sponsors: Albania, Canada, Ethiopia, France, Ghana, Senegal, Tunisia
Signatory: Albania, Canada, Ethiopia, France, Ghana, Senegal, Tunisia

国連総会は(The General Assembly),
「国連における中華人民共和国の法的資格の回復」と題された項目を検討したが、
この主 題に関して何らの決議も採択されていないことに留意し、
次の 27 会期の暫定議題への「国連における中華人民共和国の法的資格の回復」という項目 の追加を決定する。

という文言の決議案である。これは史実でも存在する決議案である。

3,　　会議統括・課題

今回、史実にとらわれない会議という目標を大切にした。会議帰結として、史実とは違い、アルバニア案が落ち、史実にはない「普遍性案」という新しい決議案が採択されたことで、史実とは違う世界線をみることができた。
課題としては、密約の扱いや、密約の交渉の仕方についてもう少し丁寧に説明すればよかったという点である。デリ間で密約の扱いに関する認識の齟齬が生じていたほか、密約の交渉で妥結するのが早すぎる国が目立ち、想定していたハラハラドキドキの票取り合戦にならなかった点が課題であった。

名古屋支部前期会議『シリア情勢』

会議監督：水越萌巴

１，会議概要・目的

～会議概要～

シリア情勢。それは、2011 年にアラブの春の 1 つとして始まったものの、2023 年現在も終わりが見えていないものである。その原因としてはアサド政権、リビア情勢、代理戦争など様々であるが、今回は現在まで約 12 年続くシリア内戦において一番解決に近かったのではないかと思われる 2012 年 2 月 16 日の総会を取り上げて模擬することにした。

～目的～

模擬国連名古屋支部は、現在旧メン 1 人、新メン 6 人の合計 7 人の会員で構成されている。支部員だけでは運営が成り立たないため、「名古屋支部支援隊」という有志の団体が協力して運営を行っている。今会議のフロントも、全員が支援隊に所属している。

今会議は、大きく２つの目的がある。それは、名古屋支部に入会してくださった新メンの皆さん向けのものと、名古屋支部としての目的である。

①新メン向けの目的

新メンの皆さんは、まだ本格的な模擬国連の会議に参加したことがある人は少なく、シングルの会議も今回が初めての人が多かった。そこで、まずは本格的な模擬国連の第一歩として基礎的な模擬の知識を得るとともに、一般的な模擬の流れをしっかりと押さえ、土台作りをすることに重点を置いた。更に、それまでの春一会議、新歓会議にはなかった様々な要素を加え、模擬国連の楽しさや奥深さを知ってもらうことも目的とした。

②名古屋支部としての目的

会議 1 か月半後に関西大会・九州 SS といった全国大会が控えていることや、10 月末には名古屋後期会議、年末には AJMUN があることから、そのような今後の難しい会議に繋がるような会議にすることを目的とした。また、一支部の会議とはいえ全国から参加者が集まるような会議であることから、各々が自分の目標に向かって始めの一歩をひるむことなく踏み出してほしい、という思いがあった。これは本会議のコンセプトでもある、”Take the first step in faith.”にも込められている。

２，会議の経過、成果文章について

～会議の経過～

今会議はフロントが事前に用意した TT 案に沿って会議を進行した。まずはモデを振り返る。

大論点 1『シリア情勢の現状』

主張→主張をグルーピング→質問→懸念→反論→（必要に応じて）再反論→議長からの合意提案　という形で進めていった。主張の段階で A：シリア擁護側、B：シリア非難側、C：B から派生した主張の 3 種類が見られたため、A から順番に質問以降をとっていった。

大論点１では、

① シリア国内で何らかの力の行使が行われている（政権側も反政府側も相互に力を行使し、行使されているが、平和的な反政府勢力も存在する） ② シリア国内の情勢が、国外、とりわけ近隣諸国に影響を与えている ③ ①の結果、無辜の民の血が流れている

の３点において合意がなされた。①と③はモデの中でシリア擁護側とシリア非難側の双方の意見を踏まえ議長が提案したものであり、②は主張のグループ C が主張していたものであった。

大論点１についてだが、ここはいわゆる事実認定のフェーズであったため、「報告書にこのような記載がある」「そのような事実はない」という議論に資さない展開になるのは避けたかった。しかしそのような意味のない議論が横行することはなく、現状起こっている事実に対して双方の認識をしっかりと述べ、認識の違いを明白にすることができた点や、有益な合意をとることが出来た点において評価できると感じている。

大論点２ 小論点１「アサド政権が提案しているプロセス」

はじめにアサド政権が提案したプロセスの説明をシリア大使から説明し、それに対して質問→懸念→反論→再反論を行った後、議論を深める余地が２点存在したため、議長の判断で意見の応酬を追加で行った。この小論点では、シリア擁護派はシリアしか発言していなかったことから、シリアの負担が大きかったようにも思われるが、いわゆる中間派の国も質問などによりシリア大使の主張の明確化などを行っており、有意義な論点だったように思われる。

大論点２ 小論点２「アラブ連盟が提案しているプロセス」

はじめにアラブ連盟が提案しているプロセスの説明を、アラブ連盟を代表してエジプト大使が説明し、それに対して質問→懸念→反論→再反論を行った。この論点では、アラブ連盟が提案したプロセスにはシリアが十分に関与できていたといえるのか、という争点において主に議論がかみ合わなかったことや、全体的に大論点１で行われた合意が生かされておらず議論が長引いたこと、（国割や出欠席上の都合はあるものの）アラブ連盟側で主張をするのがエジプトしかいなかったことなど、課題が多かったように思われる。特に、アラブ連盟が提案するプロセスが内政干渉にあたるのか、あたるとするならばどの関係においての干渉なのかなど、内政干渉ということを主張するだけで実際に根拠となる条文はどこなのかを考えないまま主張するデリが見受けられた。この論点に関しては当初フロントとしては「保護する責任」を適用できるか否かの議論もなされる可能性を考慮し、解説などに力を入れていたため、保護する責任の議論の準備に時間を割いたデリが新メンを中心に見られた。結果として保護する責任の議論はなされなかったことで、準備できていなかった内政干渉の議論が上手くかみ合わなかった可能性が考えられる。しかしここも小論点１と同様、深められそうなところについては再々反論などを設け議論を深め、煮詰まってきたら切るという方針で議長が議事進行を進めたため、そこまで沼にはまらずに議論が進められた。

大論点２ 小論点３「どちらのプロセスを推進すべきか」

この論点では、いわゆる 0-100 の議論ではないことを踏まえ、国によってグラデーションは存在するものの、A：アサド政権を主体に行うべき　B：アラブ連盟のプロセスを中心に行うべき　C：どちらも内容がバッティングしないので、同時に行うべき　という３種類の主張が見られた。どちらかのプロセスを 100%否定する国がいなかったこと、夜間メンターを踏まえて大論点１で取られた合意をふまえた主張が展開されるように鳴ったことなどから、そこまで混乱せずに議論を終えることができた。

続いて、アンモデの振り返りを行う。ここでは便宜上、①シリア非難側 ②中間国 ③シリア擁護側 の３つのグループに分け、それぞれのコーカスの所感について述べる。

①シリア非難側

DR 案を載せた WP.1 by エジプトを中心として、文言のすり合わせが行われた。モデ段階より、Discord 上でイスラエル・トルコ・UK を中心に陣営内で戦略面や DR の文言に関する調整が行われ、また中間国との接触を図っていた。これ以外にも、サウジアラビアは③のグループの様子を伺いつつ、動きを制限させていた。その結果、中間国を上手く引き込むことができ、DR.1 が完成した。

②中間国

南アフリカを中心としてまとまりを見せていた。DR案に対し自国の意見を盛り込むなど、国益をなんとか反映させようとする姿勢が見られた。結果的にアルジェリアとレバノンは DR.1 のスポンサーとなり、南アフリカも賛成票を投じることとなったが、各国の見解を述べるために WP2～4 を提出した。

③シリア擁護側

シリアを中心に、アンモデではずっと③のグループで固まっていた。シリア非難側とは対照的に陣営内での調整がアンモデ開始までほとんどできていなかった。中間国にも交渉はしていたようだが、AM のスポンサーになれるかの打診を中心に行っていた。グループでまとまるのに時間がかかってしまった結果、コーカス打ち切り動議が通ってしまったり、中間国を①のグループに取られてしまった印象がある。

～成果文書～

提出された DR.1 は以下のとおりである。

総会(The General Assembly)は,

国際連合憲章、世界人権宣言、および市民的および政治的権利に関する国際規約を含む関連する国際人権条約の目的と原則を再確認し*(Reaffirming)*,

自由権規約の第 4 条を想起し、いかなる状況においても、たとえ公的緊急事態であっても、これを逸脱してはならない権利について留意し*(Keeping in mind)*,

国際連合憲章第 VIII 章に規定されたように国際の平和および安全の維持における地域的並びに準地域的機構の役割を強調し*(Emphasizing)*,

2011 年 12 月 19 日の総会決議 66/176、並びに 2011 年 4 月 29 日の S16/1、2011 年 8 月 23 日の S-17/1 および 2011 年 12 月 2 日の S-18/1 を含む人権理事会諸決議を想起し*(Recalling)*,

国際連合の全ての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全若しくは政治的独立に対するものも、また国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないことをまた再確認し*(Also reaffirming)*,

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全並びに国連憲章の原則に対する総会の強い公約も更に再確認し*(Further reaffirming)*,

シリア・アラブ共和国における状況の悪化、とりわけシリア当局によるその住民に対する現行の人権侵害および暴力の行使により無辜の民の血が流れていることに重大な懸念を表明し*(Expressing)*,

シリア・アラブ共和国における政情不安が国外、とりわけ近隣諸国へと影響を与えていることを認識し*(Realizing)*,

この危機を終わらせる目的での事務総長の関与および全ての外交的努力を歓迎し*(Welcoming)*,

1. シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全に対する総会の強い公約を再確認し、またシリア・アラブ共和国における現在の政治的危機を平和的に解決する必要性を強調する*(Emphasizes)*;

2. 子どもに対するものを含む、文民に対する武力の使用、恣意的な処刑、抗議する人々や人権を擁護する人々とジャーナリストに対する殺害と迫害、恣意的な監禁、強制的な失踪、医療行為へのアクセスに対する妨害、拷問、性的暴力および不当な取扱いのような、シリア当局による広範且つ組織的な人権並びに基本的自由の継続的侵害を強く非難する*(Strongly Condemns)*;

3. シリア・アラブ共和国政府に対し、あらゆる人権侵害と文民に対する攻撃を直ちに終わらせ、その住民を保護し、適用可能な国際法の下でのその義務を完全に遵守しまた S-16/1、 S-17/11 および S-18/1 を含む 人権理事会諸決議、並びに独立した国際審査委員会と十分に協力することによるものを含む、総会決議 66/176 を完全に履行することを要求する*(Calls upon)*;

4. その由来を問わず、あらゆる暴力を非難し、また武装集団を含む、シリア・アラブ共

和国における全ての当事者に対し、アラブ連盟の活動に従って、あらゆる暴力または報復を直ちに止めることを要求する*(Demands)*;

5. シリア当局に対し、援助を必要としている人に対する人道援助の提供を確保するために、人道援助のための安全且つ妨害のないアクセスを認めることを要求する*(Calls upon)*;

6. 人道に対する罪に相当する可能性のある侵害を含む、人権侵害に対する説明責任を確保する重要性および刑事責任の免除を終了し、責任を有する者の責任を問う必要性を再び強調する*(Emphasizes)*;

7. アラブ連盟の支援を得てまたアラブ連盟により定められたタイムテーブルに従って、シリア・アラブ共和国政府とあらゆる種類のシリアの反体制派との間の一連の政治的対話の開始を含む、国民の帰属若しくは種族または信条に関わりなく国民が平等である、民主的、多民族の政治制度へのシリア人主導の政治的移行を促進する 2012 年 1 月 22 日 のアラブ連盟の決定を完全に*支持する(Fully supports)*;

8. 2011 年 11 月 2 日のアラブ連盟の行動計画および 2012 年 1 月 22 日と 2 月 12 日のアラブ連盟の決定に従って、シリア・アラブ共和国政府が、遅滞なく、次のことを行うことを要求する*(Demands)*:

(a) あらゆる暴力を停止し、またその住民を保護すること;

(b) 最近の事件のために恣意的に拘束された全ての人を解放すること;

(c) 全てのシリア軍および武装勢力を、市や街から撤退させ、また彼らの本拠地の兵舎に帰還させること;

(d) 平和的なデモの自由を保障すること;

(e) 現場での状況についての真実を認定し、また起きている出来事を監視するため、シリア・アラブ共和国のあらゆる部分における、アラブ連盟の全ての関連する機関およびアラブと国際的なメディアのために完全且つ妨害のないアクセスと移動を認めること;

9. 成果を予断することなしに、暴力、恐怖、脅迫および過激主義のない環境で実施され、またシリア・ アラブ共和国の国民の正当な憧れと懸念に効果的に対処することを目的とした、シリア人主導の包括的政治プロセスを要求する*(Calls upon)*;

10. 全ての加盟国に対し、要請に応じて、アラブ連盟の活動に支援を提供することを要求する*(Calls upon)*;

11. この文脈において、事務総長と全ての関連する国際連合機関に対し、アラブ連盟と協議して、特使の任命を含む、シリア危機に対する平和的解決を促進することを目的とした周旋および、技術的および物質的援助の双方を通しての双方で、アラブ連盟の取組に支援を提供することを要請する*(Requests)*;

12. 事務総長およびアラブ連盟に対し、アラブ連盟主導のもと協議を行うことを要請する*(Requests)*;

13. 事務総長に対し、本決議の採択から 15 日以内に、本決議の履行について報告することを要請する*(Requests)*.

この DR.1 by エジプトは、エジプトをはじめとするシリア非難側から出されたものであるが、大論点 1 で合意された内容や中間国との交渉やアンカリング案の一部が反映されているものがある以外、史実の決議案とほぼ同じ内容のものとなった。とはいえ、史実では棄権をしていたアルジェリアやレバノンが DR のスポンサーとなっており、モデの時点ではあまりまとまりが見られなかったアラブ連盟が DR によってまとまりを見せることができたのは、大きな成果であった。

また、今回は会議設計において AM の提出を認めていた。必要なスポンサー国数の関係でシリア擁護側は DR を出すことが難しいため AM を作成していたが、反体制派側からの数回にわたるコーカス打ち切り動議が可決され、結果的に提出されることはなかった。コーカスの打ち切り動議が出されるのは珍しいことで、なかなかこれを予期するのは難しかったかもしれないが、今回はいわゆるキラーAM（変更、追加、削除ができる AM）も認められていたことから、早くに AM をまとめ ready にすることも出来たと考えられる。あまり反体制派側も AM の対策をできていなかったことから、この AM が提出されていれば、各国の国益の達成度はかなり変わったであろう。

３，会議統括・課題

フロントが決定してから２か月弱で、１から会議を設計するのにはさすがに無理があった。また、会議監督・議長含めフロント４人中３人が前期会議を３つ抱えているのもかなり厳しかった。しかし、その中でも割けるだけの時間をこの会議に割いた結果、短い期間ながら良い会議が作れたのではないかと思う。また、会議に参加してくださった人もそれぞれ忙しい中での参加ではあったが、それぞれが出せるだけの全力を出してくれたことも有難かった。

このように全体を振り返ってみると、色々と至らない点はあったものの、「模擬国連の楽しさを伝える」「名古屋支部の土台を作る会議にする」という当初の目的は十分に達成されたのではないかと思う。この会議で経験したことを糧として、これからの会議に生かしていただくことを願ってやまない。名古屋支部に幸あれ！

四ツ谷研究会前期会議『死刑執行モラトリアム』

会議監督：田村素子

1,　会議概要・目的

〈会議概要〉

・議題：死刑執行モラトリアム

・議題設定日時/設定議場：2007 年 12 月 18 日/国際連合第 62 回総会

・コンセプト：Aktion ist ein Spiegel, der das eigene Bild wiederspiegelt.（行動は自らのイメージを映す鏡である。）

・論点

大論点 1：死刑執行停止による効果

小論点 1：死刑執行の停止は人権の漸進的発展に寄与するか

大論点 2：死刑存置国に対する措置

小論点 1：死刑執行の停止は国内司法の介入にあたるか

・議題概要：「死刑執行モラトリアム」は、最終的には死刑の廃止を目的としつつ、現状死刑廃止が難しい国に関しても、人権の発展などに寄与するために死刑を一旦停止することを求める、というものである。「死刑」そのものに関する議論は 1959 年から国連において行われていたものの、「死刑執行モラトリアム」に関しては今回模擬する 2007 年の総会決議において初めて設けられた。以降、国連第三委員会において約 2 年に 1 回議論されている。各年において採択されている決議の内容自体に大きな差異はないものの、年々賛成国は増加を見せている。

〈目的〉

・議題設定理由：

①話題性

今年の 2 月、国連人権理事会は日本に対し死刑廃止を求める勧告を出した。このことを覚えている人は会議参加者の中にも少なからずいるのではないだろうか。このことから、本議題である「死刑執行モラトリアム」は参加者にとってタイムリーであり、想起しやすい議題であると考えた。

②本会議が「死刑執行モラトリアム」という議題で決議が出された最初の会議であるから

本会議の決議が採択された 2007 年は、国連においてはじめて「死刑執行モラトリアム」と題した会議が行われた年である。史実の 2007 年の会議以降、この「死刑執行モラトリアム」は約 2 年に一回のペースで議論され、同様の名を付した決議が採択されている。いわば「死刑執行モラトリアム」の契機ともなった本会議を模擬することで、上記①にもあるように廃止勧告を受けた日本の死刑制度を今一度考えてほしい。また、この前期会議は多くの新入生にとってこれからの模擬国連活動における契機となる会議でもある。同じく「契機」となったこの議題で、これからの模擬国連活動への関わり方を見つけてほしい。

③対立軸が比較的明確な会議であるから

この会議は主に「死刑廃止国」と呼ばれる国々と「死刑存置国」と呼ばれる国々の対立軸の下に議論が行われる会議である。模擬国連を始めたばかりの新入生の参加者が一定数いることが予想される本会議において、会議監督自身の所感ではあるが重要視すべきは「新入生が食らいつける議題＝新入生が対立軸を理解できる議題」であると考えている。また、対立軸が明確であればある程度の争点予測も可能であると考える。これらの点から新入生にとっても、また上級生にとっても議論しやすい議題なのではないかと考える。

・コンセプト設定理由：前期会議はそれまでの新歓期の会議（春一・新歓）とは異なり、新入生第一ではなく、新入生の存在を意識しつつも、彼ら彼女らを「一国の大使」として

扱う会議である。旧メン（あるいは老・神）としても本気で向き合う会議であり、自分たちの実力を試す場である。新入生にとっては模擬の奥深さや楽しさ、そしてペアの先輩デリや議場にいる他の先輩デリ、時には同期のデリから影響を沢山うけ、また学びを多く知ることのできる、これからの模擬国連活動におけるきっかけが生まれる会議になるのではないだろうか。また、上級生デリにとっても、本気で向き合うことで模擬の奥深さや楽しさを再認識し、他のデリから影響を受け、かつ学びを知ることが出来る会議であることに変わりはないと考える。新入生も上級生も、この会議における「行動」によって沢山のことを学びまた吸収し、それらをこれからの模擬国連活動における「イメージ」としてほしい、そんな願いをこめてこのコンセプトを選定した。

2,　会議の経過、成果文章について

〈事前交渉〉

ここでは事前交渉の流れについて各陣営ごとに簡潔に述べる。

・廃止側

スタンスのグラデーションを基にしたグルーピングが形成。オーストリアが EU で意見の一致を試みるがうまくいかず。オーストリア・ガボン・コロンビア・イタリアから文言提案があったものの、最終的にはコロンビア・ガボンのコンバイン案に落ち着き、DR.1（後述）が提出された。

→ガボン、コロンビアを中心として中間国や存置側との接触が試みられた。

・中間国

主に廃止国側からの接触。終盤になるにつれ存置廃止問わず様々な国とのスタンス共有。レバノン・シエラレオネ・カメルーンの中でも情報共有が行われる。

・存置側

スタンスのグラデーションを基にしたグルーピングが形成。中国・バルバドス・シンガポール・サウジアラビアなどを中心にしてスタンスや交渉方針について話し合われた。

→主に自陣営内での接触が中心。

事前交渉は全体として陣営のまとまりで流れが進んでいった。廃止側は本会合冒頭にたたき台となる DR の提出に向けて積極的な交渉がなされていたと同時に、他陣営にも積極的に接触する姿が見られた。他方存置側や中間国においてはスタンスの共有などが行われた反面、他陣営との接触は少なかった。

事前交渉はその行為自体が任意な分、交渉内容や交渉参加の是非は各国に委ねられる場合が多い。今回の事前交渉では、それらが踏まえられていない行動や、各国間の信用を失いかねない交渉内容が度々行われたりしていた。交渉に関しては相手の立場に立ったうえで、お互いの信用を失いかねない言動・行動等には注意していただきたい。

〈インフォーマル〉

ここでは各論点ごとの主な主張の根拠とその流れについて簡潔に述べる。

・大論点 1 小論点 1

①「寄与する」

［主な根拠］

生命権の明確な侵害/過去の決議から明白/ウィーン行動計画/世界人権宣言/人権規約

②「寄与しない」

［主な根拠］

国民の人権保護のために導入してる国にとっては逆に人権侵害/普遍的な国際法において死刑は禁止していない/死刑と人権概念を結びつける法は存在しない

大論点 1 は主に上記のような根拠を基に各国から主張が展開された。大論点 1 は議論時間の都合上質問とその回答のみが行われ、懸念や反論は裏交渉に回された。論点の終了時にはドイツから合意提案が出されたが、存置国側の複数の国による反対により棄却された。

・大論点 2 小論点 1

1　「介入にあたる」

［主な根拠］

死刑に関することは国内管轄内に当たる事項/司法制度の問題であり人権問題とは別物/各国の意思で行うべき

2　「介入にはあたらない」

［主な根拠］

ウィーン行動計画で人権問題は国際関心事項との認識は取れている/人権の普遍性は認められるべき

大論点 2 は主に上記のような根拠を基に各国から主張が展開された。大論点 2 は懸念まで取られたが、反論はコーカスに回された。

インフォーマルは全体として自国の主張をきちんと展開出来ていた一方で、その論拠の過程が明確でない国が多かった。自国がなぜその主張を導くことができるのか、論理構造をしっかりと考えてほしいと感じた。

〈コーカス〉

ここでは各陣営におけるコーカスの流れと総括について簡潔に述べる。

・廃止側→冒頭コーカスにおいてドイツを中心に方向性を確認、カメルーンを取り込

む。イギリスはシエラレオネやナイジェリアなど他陣営と中心に交渉。全体でまとまりつつ、多くの国が他陣営にも声をかけに行く（地域的なまとまりが多かった印象）。

・中間国→冒頭でカメルーンが廃止側に取り込まれる。レバノンはアラブ連盟が中心。シエラレオネは様々な陣営と交渉。シエラレオネは両陣営にも取り込まれることなく貫く。

・存置側→修正案を出すかモラトリアムを落とすかで議論。シンガポール・中国が中心となって修正案を出す方向性で動き出しつつ、アラブ連盟はサウジアラビアを中心にレバノンに交渉。

コーカスは全体として新入生上級生問わず積極的に動けていたデリが多く、活発に議論がなされたと感じている。しかし、陣営単位に見ると、廃止側が固まりつつも幅広い陣営に交渉をしていた一方、存置側は中間国と自陣営に終始していた印象を受けた。もう少し廃止側と存置側の交渉があってもよかったのかもしれない。

また、今会議においては、本会合 1 日目冒頭にコーカスが取られたことで議場の趨勢が廃止国側に一気に傾いた。というのも、ドイツを中心とした廃止側全体で中間国であるカメルーンとの交渉を行い、ここでの交渉が最終的にはカメルーンの賛成票を得ることに直結したのである。

〈採択会合〉

採択会合は以下の手順で行われた。

1　動議募集：DR.2 ならびに AM.1 の提出（DR.1 については提出が取り下げられた）

→AM の修正先の DR（今回は DR.1）のスポンサーに対し AM についての賛否を問う

→1 ヶ国でも反対が上がればその AM は Unfriendly AM として処理

（上がらなかった場合は Friendly AM として DR に即時反映）

2　　退出確認並びに議場閉鎖

3　　AM 表決方法（ロールコール）

→採択要件は棄権票を除いた過半数、AM のスポンサーは賛成必須

→可決の場合：DR.2 へ即時反映、新たな決議案 DR.3 として処理

→否決の場合：AM.1 棄却。DR.2 はそのまま DR.2 として表決に付される。

（今回は否決されたので AM は棄却、DR が表決に付された。）

4　　投票前後スピーチの募集、投票前スピーチ

5　　DR 表決方法（ロールコール）

→採択要件は棄権票を除いた過半数

6　　投票後スピーチ

〈成果文書〉

DR.1

Moratorium on the use of the death penalty

Sponsored By: Austria, Columbia, France, Gabon, Italy, Switzerland, United Kingdom.

国連総会(The General Assembly)は,

憲章の目的と原則に導かれ(Guided by),

世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約及び児童に関する条約を想起し(Recalling),

また、過去 10 年間における人権委員会による死刑に関する決議も留意し(Keeping in mind),

さらに死刑の問題に関して人権委員会が達成した重要な成果を想起し(Recalling),

人権理事会が引き続きこの問題に関する作業を継続することができることを確認し(Affirming),

死刑の使用は人間の尊厳を損なうものであることを考慮し(Taking into consideration),

死刑の使用に関するモラトリアムは、人権の強化及び漸進的発展に寄与すること、死刑の実施における誤審は不可逆的であり取り返しのつかないものであることを確信し(Convinced),

死刑執行のモラトリアムを適用するためにますます多くの国家が下した決定を歓迎する(Welcoming),

1. 死刑の適用が継続されていることに憂慮する(Deplores);

2. 死刑を依然として維持しているすべての国に対し、以下のことを要請する(Urges);

(a)1984 年 5 月 25 日の経済社会理事会 1984/50 の附属書にあるように、死刑に直面している人々の権利、特に最低基準の保護を保証する保護措置を提供する国際基準を尊重すること

(b)死刑の使用と死刑に直面する者の権利の保護を保証する保護措置の遵守に関する情報を事務総長に提供すること

(c) 死刑の使用を漸進的に制限し、それが適用される犯罪の数を減少させること

(d) 死刑廃止のために死刑執行のモラトリアムを確立すること

3. 死刑を廃止した国に対し、死刑を再び導入しないよう要請する(Urges);

4. 事務総長に対し、第 63 会期において本決議の実施状況について総会に報告するよう要求する(Requests);

5. 第 63 会期において、同じ議題項目の下でこの問題の検討を継続することを要請する(Urges).

・DR.1 評価

内容としては史実の決議案とほぼ内容の変わらないもの。廃止国側の意見が反映されつつも、ガボン・コロンビアの尽力により中間寄りの国家に寄せた形という印象。

AM. 1

Moratorium on the use of the death penalty

Sponsored by: Barbados, China, Egypt, Iran, Saudi Arabia, Singapore, Syria

国連総会(The General Assembly)は,

憲章の目的と原則に導かれ、特に、憲章のいかなる規定も、国際連合がいかなる国の国内管轄権にも本質的に属する事項に介入することを認めるものではないことを明確に規定する第 2 条 7 項を想起し(Recalling),

世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約及び児童の権利に関する条約を想起し(Recalling),

また、過去 10 年間における人権委員会による死刑に関する決議も留意し(Keeping in mind),

世界には、法律、社会、経済および文化的条件が非常に多様であり、すべてのルールがすべての場所およびすべての時間に適用するのに適しているわけではないことを確信し(Believing)

1. 各国の事情を最大限尊重したうえで、死刑を維持しているすべての国に対し 1984 年 5 月 25 日の経済社会理事会 1984/50 の附属書にあるように、死刑に直面している人々の権利、特に最低基準の保護を保証する保護措置を提供する国際基準を尊重することを奨励する(Encourages);

2. 事務総長に対し、第 63 会期において本決議の実施状況について総会に報告するよう要求する(Calls Upon)

・AM 評価

内容としては、憲章 2 条 7 項を明記すると共に、各国個別の事情を考慮するべきことを全体的に強調し、存置国側の意見を色濃く反映したものになった。また DR.1 との違いとしては、前文 3 において各国の状況を反映する旨を強調したうえで、主文 1 において各国の事情を考慮したうえで国際基準を尊重することを支持した（DR はその文脈においては勧告となっている。）。

DR.2→Resolution.1

Moratorium on the use of the death penalty

Sponsored By: Austria, Columbia, France, Gabon, Germany, Italy, Philippines, Switzerland, United Kingdom.

国連総会(The General Assembly)は,

憲章の目的と原則に導かれ(Guided by),

世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約及び児童の権利に関する条約を想起し(Recalling),

また、過去 10 年間における人権委員会による死刑に関する決議も留意し(Keeping in mind),

さらに死刑の問題に関して人権委員会が達成した重要な成果を想起し(Recalling),

人権理事会が引き続きこの問題に関する作業を継続することができることを確認し(Affirming),

死刑の執行は人間の尊厳を損なうものであることを考慮し(Taking into consideration),

死刑の執行に関するモラトリアムは、人権の強化及び漸進的発展に寄与すること、死刑の執行における誤審は不可逆的であり取り返しのつかないものであることを確信し(Convinced),

死刑執行のモラトリアムを適用するためにますます多くの国家が下した決定を歓迎する(Welcoming),

1. 死刑の執行が継続されていることに憂慮する(Deplores);

2. 死刑を依然として維持しているすべての国に対し、以下のことを要請する(Urges);

(a)1984 年 5 月 25 日の経済社会理事会 1984/50 の附属書にあるように、死刑に直面して

いる人々の権利、特に最低基準の保護を保証する保護措置を提供する国際基準を尊重すること

(b)死刑の執行と死刑に直面する者の権利の保護を保証する保護措置の遵守に関する情報を事務総長に提供すること

(c) 死刑の執行を漸進的に制限し、それが適用される犯罪の数を減少させること

(d) 死刑廃止のために死刑執行のモラトリアムを確立すること

3. 死刑を廃止した国に対し、死刑を再び導入しないよう要請する(Urges);

4. 事務総長に対し、第 63 会期において本決議の実施状況について総会に報告するよう要求する(Calls Upon);

5. 第 63 会期において、同じ議題項目の下でこの問題の検討を継続することを要請する(Urges)

・DR.2 評価

DR.1 との比較としては、スポンサー国の増加（DR.1 のスポ国＋DEU・PHL）したことと、死刑の「使用」から死刑の「執行」に表現が変化していることが挙げられる。細かい表現の違いではあるが、フロントとしては刑法上死刑が存在している国にも譲歩する結果になったと解釈している。また史実と比較すると、カメルーンを賛成にもってこれたことは一定の評価ができる一方で、最終的に死刑廃止を目指している欧州各国にとっては若干死刑を定めている国々によった結果となったのではないだろうか。

3, 会議統括・課題

今会議は、特に新入生については準備から本会合に至るまで、上級生に臆することなく積極的に行動したり交渉を行ったりとそれまでの会議と比べると大きく成長を見せていた。また、上級生についても新入生を引っ張っていたり自国のことをしっかりと見つめていたりと上級生としてしっかりと行動できていた。他方、全体として今回の会議は多くのデリにとって反省点の多い会議になったと感じている。特に反省点が多い部分として、①交渉のやり方、②インフォーマルでの主張の展開の仕方、③自国が取るべき行動ととるべきではない行動、の 3 点が挙げられる。「良い模擬国連のやり方」というものを一般化して定義づけすることは難しいことであると思うしそもそも定義づけなどできるものではないものかもしれないが、参加者のみなさんには今一度それぞれの模擬国連のやり方を見つめなおしていただきたいと考えている。

最後に、参加者の皆様ならびに関わってくださった皆様に最大限の感謝を述べて総括としたいと思う。

駒場研究会前期会議『保護する責任の包括的検討』

会議監督：榊原明日香

1，会議概要・目的

議題	保護する責任の包括的検討
議場	2005 年 9 月 14-16 日の世界サミット
採択方式	コンセンサス（26 か国）

6 月 17、18 日に行われた駒場 2023 前期会議の会議コンセプトは、「Select」である。BG のコンセプト解説や広報画像に書かせて頂いた通り、国益達成という目的を忘れず、目的に適う手段としての会議行動を選択してほしいという思いを込めた。

このコンセプトは、新歓期最後の前期会議という意味合いが強い。新歓期当初は、新メンが議論交渉段階で何かしらのアウトプットを行うことで自身の会議行動がどう会議全体に影響をもたらすのかを体感してもらうことが第一目標だと考えた。そして前期会議において、「行動する→結果を見る」という段階から、「目的（理想の結果）を立てる→目的達成の手段となる行動を選択する→実行する」という段階へ移行してもらいたいと感じた。また、国益の追求、最終的な国益の達成こそ模擬国連の楽しさであると思うので、その楽しさを新歓期最後に参加者に味わってもらいたかった。

会議の内容紹介として論点を以下に提示する。

大論点 1 対応する責任は内政不干渉原則と整合性を持つか否か

大論点 2 対応する責任と武力不行使原則と整合性を持つか否か

　小論点 1 対応する責任において武力行使を行う際の決定主体は何か

　小論点 2 対応する責任において武力行使はどのような場合に認められるか

大論点 3 予防する責任と再建する責任はどうあるべきか

保護する責任とはカナダの提案で設立された国際委員会である ICISS が報告書にて 2001 年に提唱した概念であり、は予防する責任、対応する責任、再建する責任の三つがパッケージとなっている。その中でも武力行使を含むことが明記された対応する責任の概念が 2005 年世界サミットの成果文書にて認められることは、コソボ空爆、イラク攻撃のようなアメリカの悪用を恐れる反米寄りの国々や自国に人道問題を抱える国にとって死活的に容認しがたいものであった。その一方、保護する責任の概念がないせいで内政不干渉原則、武力不行使原則を盾に政府による組織的人道危機が国連によって容認されてきたことも事実である。当問題を解決する外交的インセンティブを握りたいカナダ率いる R2P 推進派は、保護する責任概念において武力行使の条件を厳格に定めることこそ悪用を防ぐ手段であると主張する。各国の多様な面（外交、安全保障、経済、内政）から構成される国益を達成するための最適な手段（R2P への主張スタンスや投票行動）が保護する責任の中身により変動する、選択必要性に富んだ議題であったと言える。

論点設定は短い会議準備期間の中で議論交渉戦略の強化に集中してもらうため、フロントが行った。保護する責任概念はコソボ空爆、イラク攻撃を代表とした人道的介入を「合法化」するために人工的に作り出された概念である。しかし、本当に「合法化」できているのか、既存の国連憲章との整合性が議論される。武力行使は ICISS 報告書においては伴わないとされたものの、表では経済的支援の恵み、裏では内政干渉の危険という両面性を持つ予防

する責任、再建する責任については大論点 3 で別個に議論することとした。

２，会議の経過、成果文章について

議場では主に BRICS（南アはルワンダ案署名）や米、ヨーロッパ諸国の支持を得たカナダ案と主にアフリカ諸国の支持を得たルワンダ案が提出され、カナダ案が採択された。先に採択された成果文書は以下に掲載する。（※赤字は注目箇所）

138. 各々の国家は、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪から、自国民を保護する第一義的な責任を負う。国際社会は、国連の早期警報能力の構築も含めて、必要に応じて、国家がこの責任を行使することを奨励し、支援すべきである。国際社会は、国際連合を通じて、国連憲章第 6 章、第 7 章、第 8 章に基づき、文民を保護するための集団行動をとる用意がある。

139. ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪から文民を保護する責任は、予防する責任、対応する責任、再建する責任からなる。予防する責任は、保護する責任の最も重要な側面であり、適切な外交的、人道的及びその他の平和的手段がこれに含まれる。対応する責任における軍事的な措置は、国連憲章第 7 章、国際連合安全保障理事会の平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在の認定を通じて、また適宜関連する地域的取極と協力して、実行される。そうした軍事的措置はあらゆる平和的手段が尽くされた後にのみ実行可能であり、そうした軍事的な措置の主要な目的は、人々への危害を停止または回避することでなければならず、目的のための必要最小限かつ目的の達成に向け、悪化の余地がないという合理的な見込みがなければならない。安全保障理事会の理事国はジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪から文民を保護する責任の行使に関する決定を促進することを期待する。再建する責任は、国際社会が大規模な人命の喪失、民族浄化の諸原因に対処するため、復興、再建および和解に対する充分な支援を供与することから構成される。

140. 我々は、ジェノサイドを防止するための国際連合行動計画の実施及びこの目的のための事務局の作業を支持するとともに、総会において、保護する責任の概念に関する検討を継続する必要性を強調する。

まず、大論点 1,2 を占めた対応する責任である。138 段落の文末「用意がある」の表現から、アメリカをはじめとした P5 の忌避した 7 章下の行動への拘束力の付与が回避されたとわかる。史実でも、議論過程には「責任がある」という文言が提案されたが、最終

的に「用意がある」に落ち着いた。

139 段落の 3 行目以降を見ると、7 章認定のプロセスには国際の平和と安全に対する脅威に対して安保理が認定する以上の条件は付与されなかった。史実にあった、「自国民を保護することが明らかに失敗している場合は」という文言がなくなったため、7 章認定を検討する際に国家が「自国民」を保護する責任を果たしているかという観点が必ずしも考慮されなくなり、「国際」の平和と安全に対する脅威かどうかのみが絶対的要件であるとされたと言える。既存の「国際の平和と安全に対する脅威→内政不干渉原則は例外」、すなわち「ソトに問題が及んだらウチの問題の対処は可能」という構造通りであり、「自国民の保護を明白に失敗→国際の平和と安全に対する脅威認定」、すなわち「ウチの問題対処のためにソトの問題を認識」する構造への変化には至っていない。しかし、カナダ、ルワンダ等 R2P 推進派にとっては、保護する責任はそもそもこうした「ウチの問題対処のため」の手段として作られた概念であった。

139 段落 5 行目では認定主体、実施主体について触れられている。「対応する責任における軍事的措置は、～安全保障理事会の～の認定を通じて、また適宜関連する地域的取極と協力して、実行される」という文構造になっている。レビューでは、地域機構が決定主体とも読む可能性を示唆したが、やはり成果文書のみでも地域的取極が決定主体と読むのには無理があるだろう。またインドが出した US 署名の WP において、「地域的取極と協力して」が除かれた形で、「成果文書第 139 パラグラフにおいて、対応する責任における軍事的な措置は安全保障理事会を通じて実行される」と表現され直している点から見ても、コソボ空爆やイラク攻撃の再来を成果文書で示唆するものではなかった。

また、レビューにて予期せぬミスだったことが判明したが、武力行使の基準は史実と比べて非常に重くなった。軍事的措置の主要な目的が人々への危害を停止または回避することであること、目的のために必要最小限の行動を取ること、悪化の余地がないという合理的見通しがあることの 3 つである。1 つ目で目的に政権転覆を含めなかったのは打倒フセイン政権のボルトンにとっては都合の良いものとなったが、3 つ目の合理的見通

しは介入したい US や適切に人道危機に対処すべきだと考えている R2 推進派にも過剰に武力行使を禁ずる文言になってしまった。キューバ、シリア、イランをはじめとした人道的介入を避けることに死活的国益のある国家にとっては希望の文言だったと言える。

また、予防する責任、再建する責任は両方とも内政干渉を伴わない支援として重要視された。

3 で取り挙げるが、以上の内容の成果文書の大枠は両日冒頭のロビイング、2 日目の午後に行われたアンモデで定まった。モデからアンモデに接続した部分で言えば、インドキューバシリア等の反対派にとって、7 章認定のプロセスは既存のプロセスと比べて「それ以上でもそれ以下でもない」ものでない文言ではないと飲めないという部分だ。フロントが想定していた論点に代わりモデ全体で争点になったものは、既存通りの 7 章認定に「対応する責任」というラベリングをつけるべきか否かという点である。ICISS で誕生した保護する責任が形骸化したとしても、成果文書のパラグラフに挿入されることに国益のあるカナダやニュージーランドは、「それ以上でもそれ以下でもない」7 章認定プロセスが保たれた形で対応する責任をラベリングする方針で交渉が進んだ。このように双方の国益の理解とそれを実現する文言の作成が進んだのはアンモデ段階だったが、モデ段階では表面的には法的根拠の有無の争点が目立ったものの、ロシア大使がインド、インドネシア、中国等反対派の国々への質問フェーズで「今までの 7 章認定のある人道的介入を対応する責任と言い換えることのみなら可能か？」と聞いたことで、ラベリング自体が持つ濫用危険性を途上国が危惧していることが議場に共有されたことは意義が大きかった。

アンモデの際のインドカナダのメイングループは対応する責任に焦点を当てたのに対し、分岐した中国グループとルワンダが収集したアフリカグループはそれぞれ予防再建部分に対する途上国の意思表示、カナダ案がまとまらなかった時の代案の作成に寄与した。その点で、アンモデでは推進派フランスの中国グループとインドカナダグループの仲介、同じく推進派ルワンダのリスクヘッジという、視野の広い動きが光った。ただし推進派だけで

なく、ルワンダに乗った AU 諸国側も、推進派はどんな文言でも途上国案を蹴ることは事実上できないことを見抜いていた。最終的にルワンダ案は、「保護する責任の措置の対象＝7 章認定された国際の平和と安全に対する脅威」に絞ってしまったため、途上国にとってカナダ案より優先させたい文言にならずカナダ案が採択されたが、他国理解の深さが光る部分であった。また、ロビイングやアンモデ、公式討議を含め全体的にインドキューバシリアロシアをはじめとし反対派が結束して極張りが行われていたことも、7 章認定ハードルが下がることを回避できた要因だと言える。

3，会議統括・課題

1 で掲げたコンセプトは、参加者全員が国益を一定程度把握し、いずれかの会議行動を選択したという意味で一義的に果たされた。しかし、国益追求のためにより洗練された手段を選択できたかどうかはデリによって異なるという結果になった。ただし、前期会議当日を通して強く感じさせられたのは、当初から「より洗練された手段」は存在しておらず、会議全体を見て柔軟に判断していくしかないということだ。会議監督として、会議準備段階での選択に重きを置きすぎて、会議当日にならないと分からない不確定要素を度外視した一面的な選択をメンターで促進してしまったと反省している。しかし、多くのデリは自らそれを悟り、会議当日柔軟に対応していた。大論点 1 中論点 1 での R2P 中間派（ブラジル、インドネシア等）の主張方法の変化、カナダの WP、インドの公式討議、ルワンダのアフリカ諸国への個別交渉、フランスの途上国と先進国の仲介等だ。この点で今回はアンモデ、ロビイングでの各デリの持つ対応力を活かした行動が光った会議だった。ディレクの思慮が行き渡らなかった部分でもデリが能力を発揮したくれたおかげで、各デリが会議想定をそのまま会議当日に当てはめるものの効力がないと感じ、消化不良になってしまうことを防いで会議を終えることができた。

会議設計の最大の課題点として感じているのはフロントの論点設定である。大論点1,2の

「既存の国際連合憲章と整合性を持つか否か」という論点は、法的根拠の有無の軸にデリを縛りやすく、モデで議論できたはずの多くのことを、アンモデでデリの力量に任せて解消してもらうことになってしまった。ディレクは史実において保護する責任という概念に対しての建設的な対話がなされないまま政治的意思の妥協でコンセンサス採択がなされたと判断しており、今会議では対話が行われることを望んでいたため、本当悔しい点であった。作成したフロント配布の論点解説においても、法的整合性を主張する各国議事録からの発言に多く触れ、この傾向を助長してしまった。本当は、モデにおいて各国の主張から何が飲めて何が飲めないのかという合意可能領域を炙り出し、アンモデにおいて合意可能領域の中で適切な表現を探っていくという区切りがなされるべきであった。例えば反対派はモデで「自国は人権弾圧をしているためそれを理由に介入されるのは嫌だ！」、アメリカは「ならず者国家を成敗するために介入したい！」と主張することはない。自身の国益はモデで使えるロジックにはならないため、国際法や必要性等の根拠にかこつけて主張せざるを得ない。しかし、そのかこつけた根拠は国益を構成する本当の理由とは異なるため、齟齬が生じることがある。法的根拠がないことを根拠に保護する責任は認められないと主張していた途上国に対して、途上国の発展する権利への支持を指摘したカナダの公式討議が一例である。反対に、決定主体の箇所で迅速性が損なわれるから拒否権をなくすべきだと主張する国は、地域機構の事後承認が認められれば迅速性も損なわれないという主張を受けた際、自身のかこつけた迅速性の懸念は満たされているものの、拒否権の廃止という自身の国益は果たされなくなってしまう。自国の国益を達成できる武器を慎重に選択する必要性をここで体感して欲しかった。結果的にこの論点名により、相手の合意可能領域を正確に探りづらく、質問フェーズを延ばしてしまったり、法的根拠の軸に絞りやすくなってしまったりした。議論の進め方が議論内容に大きな影響を与えるため、研究会新歓期会議という条件を除いて議論議論を行っていたら、非常に白熱した展開になったとも思われる。改善案の一案としては、大論点1,2をそれぞれ「既存の人道的介入の問題点とは何か」「問題点を踏まえて保護する責任は認められるべきか否か」にすることではないかと考え

ている。論点 1 には内政不干渉原則、武力不行使原則違反というような法的側面を重視し、論点 2 では今会議のように法的根拠の欠如を理由に保護する責任を認めないというスタンスを取ることもできる。しかしそれだけに絞らず、既存の安保理の無力さ、ルワンダ内戦等の失敗を論点 1 で指摘し、解決必要性を論点 2 で主張することもできた。また、論点 1 と 2 の区切り方であれば、問題点についての合意が取れる可能性がある。しかし反対派は問題点を認めた上で、論点 2 においてラベリングすることや武力行使の基準を新たに認めることの乱用危険性を指摘することができる。

これに加え課題点、反省点は尽きないが、非常に頼もしく人間的魅力のある他フロントメンバーのおかげで、フロント会議の中で会議設計や議題理解の不安・疑問点、思慮の不足している点を解消できたこと、インスタ、Twitter にて良い広報が行えて 28 人ものアプライが集まったこと、複雑な R2P 史や国際法の理解を BG にてシェアできたこと、参加者が todo を明確化しやすいメンターが行えたこと、メンターにおいて国益を把握した上で国益を実現する手立てを共に検討できたこと、メンターを通じて国益や取るべきモデでの動きが分からない状態で会議当日を迎える参加者がいないようにできたこと、会議当日にフロントの意図がきちんとデリに伝わる進行がなされたこと、見やすい議事録の提供ができたこと、新歓期のコミュニティ作りとして大切な楽しい雰囲気が醸成されたことは非常に有り難かった点として枚挙に暇がない。本会議に関わってくれた全ての方に非常に感謝する。

早稲田研究会前期会議『新国際経済秩序樹立宣言（NIEO）』

会議監督：矢島大誠

1,　会議概要・目的

本会議は冷戦や第三世界の勃興といった 60・70 年代の世界情勢を背景とし、これまでの経済構造を刷新すべく、国連において新しい経済秩序を構想するという南側諸国＝第三世界＝AA 諸国たちの意欲的な試みのもと開催された会議です。NIEO 以前の経済構造では比較優位原則に基づいた自由貿易や国際分業、またアメリカ・西欧を中心としたブレトンウッズ体制が主流でした。しかし、６０年代に入るとブレトンウッズ体制は崩壊し始め、先進国を主流とする自由貿易・国際分業に対し非先進国が不満を抱くようになりました。具体的には、貿易を例にとると、一次産品を主に輸出する非先進国は既存の貿易体制では先進国に追いつけず、経済格差は広がっていくばかりであると考え、先進国による片務的な援助（より詳細に言えば市場アクセスの改善や国際商品協定、保証融資制度）を要求するようになりました。もちろん貿易だけではなく、様々な経済の分野並びに政治的なイデオロギーが絡む複雑な要求を非先進国が先進国に突き付けたのがこの NIEO という会議です。

NIEOを選んだ理由としては、議題が面白そう、コンセンサス会議作ってみたいといったディレクの個人的エゴによるところも大きいですが、研究会的にもデリ的にも非常に有意義な会議であると考えていたからです。新メンはまだコンセンサス会議を経験しておらず、コンセンサス会議の面白さや苦しさを経験してほしいという想いもありました。NIEOは両陣営ともコンセンサスを見据えて動かなければならず、会議構造上各国が収束に対するインセンティブを有するのに加えて、各国がそれぞれの思惑や役割を有している綺麗な会議構造であったので、是非やってみたいと思ったのがきっかけでした。また、早稲田前期のコンセプトは「バイキング」であり、バイキングみたいに模擬の多要素をたくさん詰め込み、特に新メンはそうした多要素から自分の得意なもの・好きなものをピックアップして食べてほしいという想いがありました。NIEOは非常に噛み応えがあり、多角的な内容（政治・経済・歴史・外交）を含んでおり、今後の模擬においても活きる内容であると思い選択しました。

早稲田前期では多様な分野の中から、一般貿易と多国籍企業規制という二分野を大論点として設定しました。「一般貿易」は様々な論点のなかから市場アクセスの改善を扱いました。「多国籍企業規制」はより政治的な意味合いが強い論点であり、経済的自決権・天然資源恒久主権が絡む論点となっています。

この二つの論点を設定した意図としては、大論点「一般貿易」は非先進国の先進国に対する一方的な要求が主であり、その非対称性と具体性から、文言レベルでのコーカスメイ

ンの論点になり、一方大論点「多国籍企業規制」はイデオロギー的に二つのグループ間で大きく対立する論点であり、オーソドックスな論点ベースかつインフォーマルメインの論点となりうると考えていたので、模擬国連の多様な形態を一度に体感できる仕様にしたいとディレクが欲張ったことが大きな理由です。模擬としての形態だけではなく、純粋にこの二つの論点が NIEO を代表するような非常に面白い内容であることも選んだ要因です。また NIEO のグルーピングは、EC、OECD、ラ米、アフリカ、アジア、アラブと多様であり、一般貿易と多国籍企業規制の小論点でそれぞれのグルーピングが主役となれるように考えていました。具体的には「一般貿易」は鉱業国・農業国をちりばめたアフリカ、多国籍企業規制の小論点 1「多国籍企業の国有化の補償」はアラブ諸国及び石油産出国、小論点 2「多国籍企業の内政不干渉」はラ米、全体通して先進国、コーカスでアジア、といった形を想定していました。

2,　会議の経過、成果文章について

経過としては会議を通して先進国対非先進国、西側対東側という歴史的・政治的対立が展開されました。

＜事前会合＞

フロントが考えていたより紛糾し、論点TTが完成するまで時間がかかりました。最も紛糾したのは大論点 1 小論点 1 の議論方法です。両陣営が妥協することで小論点 1 は、「問題→原則→手段」のパッケージで主張することに決まりました。小論点 1 は論点ベースより文言ベースに近い論点で、どのように議論に落とし込むのかが難しく、加えて先進国と非先進国それぞれが思惑を持っていたので、まとめるのに苦戦した結果でした。

＜インフォーマル・モデ＞

インフォーマルは想定と違う部分が多かったです。史実では西側がまとまれず有効な動きが全然できていなかったのを受けて、今回の会議ではそうならないようにインフォーマルでの主張も史実とはやや異なる主張になったように感じました。一部合意提案が通ったりとコンセンサスを見据えてのインフォーマルが行われた印象を受けました。ただ、質問が多くて議論時間が押したり議論がかみ合わないといった事態もありました。

＜コーカス・アンモデ＞

コーカス冒頭は陣営内調整、中盤からシッティングコーカスという形になりました。コーカスで特筆すべき点はこのシッティングで DR を収着させたところです。両陣営ともコンセンサスを向けての交渉をシッティングという形でおこない、時間がない中でも決着させることができました。

＜成果文章＞

最終的に一本化された DR が提出されコンセンサス採択に成功しました。また、付随する WP も多く出ました。

３，会議統括・課題

NIEOは模擬国連の中でも屈指の難易度の会議でありましたが、議題理解から始まり最後までコンセンサス採択にこぎつけたことは非常にうれしかったです。経済議題かつ非常に込み入った政治的・歴史的要素が混在している深淵な内容でした。そのため初めて先輩無しでの会議に挑む新メンには負担がかかってしまう部分が多くあり、前期会議の議題として適切であったかは疑問が残ります。またその難解さから会議設計側にも多くの負担がかかります。難しさをカバーするために BG 読み合わせ会なるものを実行しましたが、さらなる工夫が必要に感じました。また論点も山ほどあり、切り取る論点によって色が変わる玉虫色の議題であったため、論点設定の仕方も改良点であると思います。

上にも書きましたが、議題自体は多要素を含みつつ非常に噛み応えのあるものであり、もちろんたくさんの難関がありましたが、フロント側もデリ側も得るものが多くあった会議であったと思います。会議全体を通して、不甲斐ないディレクに付き合ってくださったフロントのみんなやデリの皆様に感謝の意を込めて総括とさせていただきます。

北陸支部前期会議『国連における中華人民共和国の合法的権利の回復』

会議監督：菅田悠稀

1.　会議概要・目的

中華民国政府か中華人民共和国政府かどちらが「中国」であるか。そして、国際連合内での地位つまり国連への加入と常任理事国としてどちらが正当であるのかについて議論する会議である。「代表権問題」は何度も総会で議論されていたことであるので、第何会期の総会を模擬したのかとなると、第 26 回総会を模擬した。なぜ第 26 回総会なのか？この総会は、中華民国が国連から脱退し、中華人民共和国が中華民国と交代して国際連合に入ることになった歴史的会期だからだ。

今会議を選んだ理由としては、デリが議論の軸を見失わないこと、そして冷戦期の対立軸の中で、中ソ対立における社会主義勢力の共同行動の不一致や、西側が歩測を合わして「代表権」に取り組まなかったことがあり、冷戦期の東西対立だけで国益を考えることができないので、デリは、徹底的な自国理解や他国理解が求められることになるので、デリ自身の強化につながるからである。

新メン教育の観点から、中国代表権問題は新メンにとって扱いやすいものであると考えた。上記に挙げた部分だが、議題の軸は明瞭で、議題理解も困難ではないと考えられるからである。また、現在の台湾（中華民国）と中華人民共和国の対立についてどのような経過をたどって現在に至ったのか知る契機になるまた、新メンが国際社会や国際紛争について触れる機会になると考えた。

2.　会議の経過、成果文書について

1 day	論点・行動	議論形式
	ロビイング	コーカス

	論点 TT 案採択	
	議論	インフォーマル
2 day	論点・行動	議論形式
	議論	インフォーマル
	DR 交渉	コーカス
	DR 採択	

会議はこのように流れていった。論点 TT 案や議論、DR 交渉において主導的立場に立ったのは、アルバニアだった。アルバニアの対抗馬としての機能を要求されていたアメリカや中華民国はその機能を果たすことができなかった。しかし、アメリカと中華民国の代わりとして、日本やオーストラリアが対抗馬の役割を果たすことになった。

成果文章について、結果だけ記述するとアルバニア案の中華民国の脱退と中華人民共和国の中華民国との交代が実現することになった。提出された DR は二つである。アメリカ勢力から出る動きがあったが、提出は間に合うことにならなかった。提出された DR について解説する。一つ目、アルバニア案である。上記の通りで、可決された。二つ目は、チュニジア案である。アルバニア案とチュニジア案はどちらも結果的には中華人民共和国が中華民国と交代することが同じであるが、チュニジア案は「国連強化のために」中華人民共和国を国連に入れると主張したことが大きな違いである。

AM も今会議では提出された。日本とタイがアルバニアの DR に対して行った。日本は、1971 年が終わるまで中華人民共和国が国連に参加し続ける旨の AM を提出した。総会 26 回は 1971 年 10 月 25 日に開かれたものであることから、約 2 か月間の未常任理事国として国連に参加し続けることになるのだ。タイは「ただし、これを重要問題指定する」という AM を提出した。これはアルバニア案を重要問題指定にする意志を強く感じることができるものだ。

3. 会議総括・課題

旧メン層には成長がみられて、新メン層は模擬への興味を深めることができた会議だ。旧メン層は春会議に比べて、格段に成長し、会議準備から戦略に至るまで、独自に考えて、実演するようになった。新メンの一握りの層は、独自に考え、行動できていた。新メンのなかでは DR 案を作ったものもいて、今後に期待が持てる。

新メンのなかには、会議準備が足りていなくて、会議で何をすればいいのかわからないもがいた。特に、当日担当国の国益は何か聞いてくるデリもいたことから、会議に対する熱意を感じることができる。

今回前回の反省である会議準備不足を解消するために、会議準備をするように呼び掛けることやフロント内に支部内で新メンから人気を得ているものを入れ込み、いわゆる客寄せにすることで、デリが会議準備をする気が起こるように図り、彼にデリの会議準備の手伝いをさせた。この客寄せは一程度の効果を見込んだ。前回の反省を生かした策はある程度の成功をみせた。しかし、準備が足りていないものが多数であったことから、デリのなかには前期会議は中学校での参加絶対な地方大会のようなものであるという認識があり、とりあえず参加しておくという部分があるのかもしれない。今回はアプライをしたもの全員を参加させるように手配をしたが、参加人数を絞って会議を開催したほうが、デリそれぞれが責任感を持って模擬に参加できるのかもしれない。

四ツ谷研究会葉月会議『水と衛生に対する人権』

会議監督：上田真菜

1. 会議概要・目的

〈目的・特色〉

葉月会議の位置づけについて

葉月会議はデリが新メンのみである会議であり、初めて本格的に新メンが一人で会議準備をして、主体的に参加することになる。シングルなので不安もあるだろうから、フロントは新メンが自ら考える余地は残しつつも、手厚いサポートを心がけた。参加者の会議経験数にはバラつきがあったが、どんな新メンにとっても成長できる場になるように。初めて会議に出る新メンにもわかりやすく模擬国連会議のプロシージャが学べ、かつ、レベルアップをはかる新メンには試行錯誤して挑戦する機会になることを目指した。また、せっかく同期だけの会議なので、楽しくのびのびと気負わずに模擬をして、また会議に出たいと思ってもらえる会議を目標とした。

コンセプト『紡ぐ』

糸をつくるとき、複数の繊維をより合わせて一本の糸にする。それと同じように会議でもリサーチでさまざまな情報を得て、それらを合わせて一本の会議行動を練り上げてほしい。リサーチを経て段々と議題や色んな国の状況が分かっていく楽しさ、それらを組み合わせてどのように動くのか戦略を練る楽しさ、そういったことが伝わる会議にしたいと思い、コンセプトに「紡ぐ」を掲げた。具体的には以下のような想いを込めている。

→歴史を「紡ぐ」

会議での行動は歴史として刻まれる。その会議が終わった後、どのような歴史が紡がれるのかを意識して、外交官としての外交儀礼に則った行動を心がけるなどにも気を配ってみてほしい。また、今回の会議では史実では達成できなかったコンセンサス採択へ挑んで

もらうことで、新たな歴史を自ら紡いでもらえるようにした。

→言葉を「紡ぐ」

言葉は外交官の最大の武器である。スピーチ、議論、交渉、成果文書など、会議ではいたるところで言葉を使うし、ちょっとした失言が自国の権威を大きく損ねてしまうかもしれない。国によって言えること言えないことがある。しっかり考えて自分なりに言葉を紡いでほしい。

→DR を「紡ぐ」

コンセンサス会議なので、各国それぞれ思惑があるとは思うが、全ヵ国で意見をすり合わせて一本の DR を紡いでほしい。

→経験を「紡ぐ」

この会議では失敗を恐れずに挑戦して経験を紡いでほしい。よかったところも課題だと感じたところも次の会議に繋いで、ぜひぜひ今後ももぎこっかーライフを紡いでほしい。

→未来を「紡ぐ」

フロントとしての裏コンセプト。葉月会議で後輩たちに模擬国連の面白さを知ってもらい、次の世代へつなげたい。そのために自分のもてるすべてを注ぎ込んで、もっと会議に出たいと新メンが思えるようなワクワク感と学びの多い会議を目指した。基本的には褒めて育てる方針で新メンの良さを伸ばすよう意識した。

〈会議の概要〉

議題選定理由

会議の性質やコンセプトを勘案した結果、「水と衛生に関する人権」が葉月会議の議題に相応しいと考えた。2010 年の国連総会で可決された総会決議で、一般的には明確に水が法的権利として国際社会に認知されたとされているもので、その後も頻繁に参照される決議である。議場が国連総会であり、文言形式も基礎的なものであるため基本的なプロシージャを学ぶ本会議に適していることや、当時の議事録が残っており UN library の使い方を

新メンに実践してもらえること、リサーチ面でも情報量は多すぎないものの調べれば情報を見つけられる程よい難易度であると判断した。

もともと全員で一緒に一本の DR を作る作業を経験してほしいと思いコンセンサスで採択される議題を探していたが、この議題だと史実の会議では賛成 122、反対 0 、棄権 41 の roll call 方式で採択されている。しかし、事前調整が不十分なまま十分な合意が得られていない内容が DR に記載されていたが人権化極のボリビアが修正案の提案に応じず決議を提出し、見かねたアメリカが roll call を提案しているという事情や投票前後スピーチでコンセンサス採択が目指されるべきだったと各国大使が発言していることなどを踏まえ、採択方法をコンセンサス採択のみに限定しても十分成立しうるのではないかと考えた。

議題概要

水と衛生に対する人権という概念はは最初から人権問題として広く認識されていたわけではない。1948 年に採択された世界人権宣言にも、1966 年に採択された社会権規約や自由権規約にも水や衛生に対する人権の文言は記載されていない。この当時、水は国際的な問題として認識されていなかったため、これら文書の起草段階では議論の俎上にすら上がらなかった。

水が注目され始めたのは 1970 年代からであり、地球上の水資源と人類の需要とを比較したときに水が不足することが問題として提起された。1977 年にはアルゼンチンのマルデルプラタで国連水会議が開催され、国のレベルで水資源評価や効率的利用、法制度の整備等を推進することがうたわれ、その後 1981～1990 年の 10 年間を「国際飲料水と衛生の 10 年」とすることが決定された。1986 年の「発展の権利に関する宣言」には、各国が基本的資源へのアクセスについて万人に機会の平等を保障するという公約が含まれている。この宣言では、数百万の人間が「食糧、水、衣服、住宅および医薬品を十分に利用できない」低開発状態の継続は、明らかに「重大な人権侵害」を構成すると述べられ、水が暗に基本的な資源として認識されている。また、1989 年に採択された「子どもの権利条約」では第

24 条で実際に水への言及がなされている。同条約では、達成可能な最高の健康水準を享受する権利の一要素として、清潔な飲料水があげられている。基本的な水のニーズを充足するという理念は、リオデジャネイロでの 1992 年地球サミットでさらに強化され、生態学的ニーズにまで拡大された。同サミットでの「アジェンダ 21」において、各国政府は「水資源を開発、利用する上で、基本的ニーズの充足と生態系の保護を優先しなければならない。しかし、こうした要件を超過する部分については、利用者が適切な負担を行うべきである」との合意に至った。

2000 年にはアメリカのニューヨークで国連ミレニアムサミットが開催され、ミレニアム開発目標（MDGs）の中で「2015 年までに安全な飲料水及び基礎的衛生施設を継続的に利用できない人口の割合を半減する」という具体的な数値目標が掲げられた。この頃から世界各地で水道事業の反民営化デモが起こり、水に関する諸問題が人権問題であるという概念が広く取り上げられるようになったが、水が人権であるとする明文化された規定がなかったためその存在については議論が交わされてきた。水への権利について大きな影響を与えたのは 2002 年にまとめられた社会権規約第 11 条および第 12 条に関する一般的意見第 15 である。そこで社会権規約委員会は、水に対する人権はすべての者に、個人的及び家庭内での使用のための十分で安全な、受け入れられる、物理的にアクセス可能かつ経済的に負担可能な水に対する権利を与えるものであり、人間の尊厳をもった生活を営むのに不可欠であると指摘した。その後、人権理事会の要請を受け、2007 年に国連人権高等弁務官事務所が報告書を公開した。この報告書は安全な飲料水と衛生の提供に関連する国際的な人権義務について検討しており、その範囲と内容、性質等について議論し、さらに詳しく検討する必要がある分野を指摘している。報告書の最後には、結論として安全な飲料水と衛生設備へのアクセスに関連する人権義務をさらに強化し、実施するための勧告で締めくくられている。

このような流れがある一方で、2002 年ヨハネスブルク・サミットで採択された「実施計

画」の第 26 条(b)にて、各国政府は「規制、監視、自主的措置、市場及び情報に基づく手段、土地利用管理、及び、貧困層の安全な水へのアクセスを阻むことのない形での水サービスの原価回収を含む、すべての政策手段を用い、統合流域アプローチを採用すること」を誓約した。ここにおいて世界の指導者達は、飲料水に対するアクセスが基本的人権であることを認めながらも、こうしたニーズを越える水の利用については、コスト回収原則を適用すべきことを認識している。また、1990 年代以降開かれている国際水フォーラムでは水は人権ではなくニーズとされ、給水サービスに民間の参入を認める市場主義政策へのシフトを反映し、水が経済的商品であるとされていた点には留意しなければならない。

諸国はこうした意見や報告書などを参考にしながら国連総会や人権理事会で議論を進め、「安全な飲用水に対する人権」の存在を確認していくが、上記にあげたように水が権利であるのか、経済的に取り扱われるべきものであるのかどうかについては各会合によって認識に差があるものであった。今回模擬する会議は初めて水と衛生に対する人権を独立の人権として明示的に確認した総会決議であり、この分野においては画期的なものであったと思われる。

論点設定

大論点 1「水と衛生の権利について」

小論点 1「水と衛生に対する人権は認められるべきか」

この論点では本会議（第 64 回国連総会）にて水と衛生が人権であることが明示的に国際社会において認められるべきか否かについて議論してもらった。この時代ではまだ国連総会にこの議題が持ち込まれていないため人権として認められた場合、法的拘束力は持ちえないとはいえ歴史的な意義は大きい。一方で同時期に人権理事会ではジュネーブ・プロセスと呼ばれる、同議題での議論が進行中であり、国連総会で結論を急ぐ行為はジュネーブで積み重ねられてきた議論を軽んじる行為でありプロセス自体を害するとの意見もあり、

人権化には時期尚早であるとの意見を持つ国も一定数存在している。また、人権化を推進する国の中でも自国の状況に応じて、他国にまで権利保障するのか、自国内の権利保障にとどめるのかの認識には差異がある。

大論点 2「水道事業の運営方法について」

小論点 1「水道事業の民営化は推進されるべきか」

この時代、全体としてワシントンコンセンサスなどに基づき水道事業の民営化が推進されている状況であった。たとえば IMF や WTO などの国際的な機関が水ビジネスと密接に関わり、民営化を融資条件にするケースも多数見受けられる。しかし、融資条件を受け入れ民営化した途上国に水メジャーと呼ばれる大企業が進出すると、水道料金の値上げや料金を払えない貧困層への水の供給を止めるなどの問題が多発し、多くの地元住民の反発を呼び一部地域では紛争にまで発展した。こうした背景を踏まえて、このまま現状維持でいいのか、何かしら条件や制約を設けるべきなのかについて話し合ってもらった。

２. 会議の経過、成果文章について

新メンが気負わず発言できる小規模な会議を目指したため国数を少なく抑え、参加者を二日間に振り分けて 1 日会議を二度行った。二日間の会議は両日とも同一の RoP に基づき、全く同じ論点設定で同じ TT 案をフロントから提示したが、興味深いことに両日の会議の流れや趨勢、そして成果文書の内容にはかなりの相違が生じた。よって、ここでは 2 日間の会議の経過や成果文書をそれぞれ分けて記載する。

<u>8 月 11 日</u>

（参加国：ARG, AUS, BOL, BRA, CAN, EGY, DEU, IND, JPN, SGP, USA, ZAF）

〈事前交渉〉

フロントが想定していた挨拶回りやスタンスの共有などが活発に見受けられた。

〈本会合〉

基本的にはフロント TT 案に則り、インフォーマルでの議論が終了したのちコーカスに移行する形で会議は進んだ。多くの国がインフォーマルにおいて発言をしており、活発に意見が交わされていた。代わりに裏交渉での動きは比較的少なく、表の議論に集中していた国がほとんどだった印象である。スピーチは全ヵ国が行なっており、中には国連公用語である英語やフランス語のスピーチもみられた。PoI を飛ばす国はおらず、公式討議は各国が国際社会を意識した意見を表明する場となった。コーカスでは冒頭でドイツにより草案が WM の形で議場全体に共有され、このドイツ案をベースに文言交渉が展開された。対立の激しい民営化の争点やエジプトエチオピア間の交渉でも史実にはなかった折衷案が提案され、合意が形成されていく一方で人権化は時期尚早とする国々の交渉は難航し、やや孤立している場面もみられた。主文 1 をはじめとする人権についての文言交渉は会議終盤まで長引き、最終的に時間やコンセンサス採択の関係上人権派が折れ、水と衛生に対する権利は人権とは認められず、人権に関連する権利にとどまった。白熱した文言交渉の裏でスポンサー国はなかなか集まらず一時は提出要件のスポ 5 か国集まるか危ぶまれたが、提出できないで DR が落ちるくらいならと名乗りを上げた国々によって DR 提出〆切 5 分前に提出された。議場に提出された WP はオーストラリアとカナダによる本会議での帰結がジュネーブ・プロセスに反映されることへの懸念を記した 1 つのみ。

〈成果文書〉

国連総会（*General Assembly*）は、

国連水会議で採択されたマルデルプラタ行動計画と国連環境開発会議（地球サミット）を想起し（*Recalling*）、

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約と人種差別撤廃条約と女子差別撤廃条約と児童の権利に関する条約を想起し（*Recalling*），

2008 年 3 月 28 日の人権理事会決議 7/22 を含む、安全な飲料水と衛生に対する人権についての人権理事会でのすべての決議と社会権規約一般的意見 15 を想起し（*Recalling*），

約 8 億 8400 万人が安全な水にアクセスできず、26 億人以上が基本的な衛生にアクセスできず、水と衛生に関する病気があることによって、5 歳未満の約 150 万人の子供が亡くなり、毎年 4 億 4300 万の学校生活が失われていることを深く考慮し（*Deeply taking into consideration*），

すべての人権の実現に不可欠な要素として清潔な飲料水と衛生への公平なアクセスの重要性を考慮し（*Taking into consideration*），

普遍的で、不可分で、相互依存で、相互に関連しているすべての人権の促進と保護への国家の責任を、世界的に公平かつ平等に、同じ立場で、同じ重点をおいて扱わなければならないことを再確認し（*Reaffirming*），

ミレニアム開発目標で合意された通り、基本的な衛生設備を利用できない人々の割合を半減することを想起する（*Recalling*），

1. 生活の質を高め、すべての人権に関連する重要な要素として清潔な飲用水と衛生の権利を確認し（*Affirms*）;

2. 国家及び国際機関が、安全で清潔でアクセスしやすい手ごろな価格の飲用水と衛生設備を多くの人に提供する取り組みを提供するために、国際援助と協力を

行うことを要求し（*Calls upon*）;

3.　安全で清潔な飲用水と衛生に対する人権と、それらがミレニアム開発目標の達成に及ぼす影響について安全な飲用水と衛生設備へのアクセスに関する人権義務に関する独立した専門家に年次報告書を総会に提出するように求める人権理事会の決定、そして引き続き取り組み、関連するすべての国連機関、基金、プログラムと協議して、第 66 回総会での国連総会への報告書に、実現に関連する主な課題をふくめるよう支持し（*Supports*）;

4.　主文 1～3 を踏まえた上で、民営化を安全な水のアクセスについて一つの手段であることを是認し（*Approves*)；

5.　主文 1～3 を踏まえた上で、他国に水の権利が侵害されうる場合、相互の国で話し合う場を設けることを要求する（*Calls upon*）；

主文 1 が「すべての人権に関連する重要な要素として清潔な飲用水と衛生の権利」としているが、主文 3 では「安全で清潔な飲用水と衛生に対する人権」となっている。ここは矛盾が生じており、文言通りに受け取ると各国に解釈の余地を与える玉虫色の文章ともいえるかもしれない。しかし、これは文言の変更漏れであり、実際の交渉ではすべて主文 1 の表現に統一する合意が取れていた。提出〆切までの時間的余裕もあったなかで DR 提出前に文言の確認を行ってほしかった気持ちもあり、ディレクチェックでそのまま文言を残した。今後は確認を怠らないよう戒めにしてほしい。

主文 4、主文 5 は史実にはなく、新たに新メンによって考えられた文言である。民営化を容認しているが、主文 1～3 を踏まえるという条件はついている。ただ、直接的に人権や権利と記載せず、主文 1~3 とぼかした書き方にすることで全ヵ国の合意を取り付けたようである。主文 5 は、エジプトエチオピア間のナイル川の水をめぐる問題を意識して作られ

た文言で、権利侵害には個別具体的な対応が取られる方向性が採用された。

8 月 12 日

（参加国：ARG, AUS, BOL, BRA, CAN, EGY, DEU, FRA, IND, JPN, USA, ZAF）

〈事前交渉〉

一日目同様、スタンス共有なども行われたが、特筆すべき動きがあった。

それは、決議案の作成が自国の察知しないところで行われることを懸念したアメリカが複数ヵ国に文言案の共有を目的とした冒頭 15 分間のロビイングを設けることを持ちかけ、賛同国を集め出したことである。反対国も一定数存在したが、事前交渉終了時点で 6 ヵ国がロビイングへの賛成を確約し、当日手続投票でフロント TT 案通りになる可能性もロビイングが採用される可能性も残されたまま本会合へと向かうことになる。

〈本会合〉

事前交渉で話されていた会議冒頭 15 分間ロビイングの動議がなんと反対なしで可決した。そもそもフロント TT 案に即したインフォーマルマックスの動議があがらず、そのままアメリカが主導権を握り、議場には WM の形でドイツ案とボリビア案、2 本の文言案が提出される。各国は文言案を確認し、ドイツ案をベースに話し合いは進められた。

2 日目の会議では文言案が会議冒頭で提出された影響で、文言交渉や陣営内での文言に対する意見のすり合わせなどの裏交渉が活発に行われたのが特徴的であった。グルーピングも形成され、交渉の分担なども話し合われていた。一方でインフォーマルでの発言国は想定より少なかった。インフォーマルの最後にアメリカから「各国の裁量として民営化を選択肢としてもつ」ことへの合意提案がなされたが、3 か国の反対で合意には至らず。しかし、その後のコーカスで合意提案は活用され、インフォーマルの議論を踏まえた交渉がコーカスで行われた。スピーチは TT 案変更に伴いスピーチ回数が増えたため 1 回のみならず 2 回スピーチをする国も複数おり、コンセンサスへの士気を高められた。PoI が 2 回ほど飛び、飛ばされた国はきちんと質問を受け答えていた。

コーカスでの交渉過程では対立が激化し、なかなか妥協案がまとまらないなどの困難もあった。これは文言案が早期に共有されたことによりコーカス移行前までに各陣営のなかでの意見のすり合わせが進み理想がかたまったことにより、結果的に妥協タイミングが掴みにくくなったのが一つの要因だと個人的には推察している。また、人権化の根拠を直接主文に盛り込みたいとの主張からコーカスのはやい段階で前文が消滅した。そこから前文が復活することは会議終盤までなく、DR〆切寸前で急遽前文が一つ追加された。前文が一つであったためリンケージに不備のある文言がいくつか見受けられたが、ディレクチェックでは注意喚起に留め不備のある文言も削除はしなかった。提出時の混乱により、いくつか合意が取れていたはずの文言が反映されていないというミスも生じた。

時間の足りないなかでの交渉により生まれてしまった DR の不備を補完する形で多くの国から WP が提出された。提出国とその内容は以下のとおりである。

WP.1 by EGY→決議主文 6「自国の管轄権の限界を超えた地域の損害を与えない範囲で」を強調し、ダム建設への牽制をする。対エチオピアを意識した WP。

WP.2 by BRA, EGY, ETH, DEU, IND, USA→開発に関連する合意はリオ宣言を念頭に合意されたものだと確認する。前文に盛り込みたかったが記載が抜けた部分を補完するためのもの。

WP.3 by 全ヵ国→決議主文 5「国が透明性、<u>他国民に対する</u>無差別および説明責任を確保した上で安全な飲料水・衛生サービス供給への非国家アクターの関与を選択することを支持(Supports)し;」で合意した旨。文言抜けを補完する形。

WP.4 by ARG, BOL, ZAF→WP.3 での合意に対し、無差別の対象に自国民を含めるか、今後も引き続き議論すべきとの見解を示す。

〈成果文書〉

国連総会*(General assembly)*は、

社会権規約委員会一般的意見 15、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約、安全で清潔な飲料水及び衛生に対する人権に関連する 2008 年 3 月 28 日の 7/22 決議を含む人権理事会の人権及び安全な飲料水及び衛生へのアクセスに関する過去のすべての決議を想起し*(recalling),*

1. 生活の適切な基準に対する権利に由来しまた肉体的および精神的健康の達成可能な最高基準に対する権利並びに生命と人の尊厳に対する権利と緊密に関連して、安全で清潔な飲料水と衛生を得る権利を、生命とすべての人権の人間の尊厳を持った生活を営むのに適切な享受に不可欠な人権として確認し*(affirms);*

2. 人権理事会が、安全な飲料水及び衛生へのアクセスに関連する人権義務に関する独立専門家が総会に年次報告書を提出するよう要請する決定を歓迎し*(Congratulates);*

3. 独立専門家がその職務権限のすべての側面について作業を継続し、すべての関連する国際連合機関、基金及び計画と協議して、第 66 会期の総会に対する報告書に、安全で清潔な飲料水及び衛生に対する人権の実現に関連する主要な課題及びそのミレニアム開発目標の達成に対する影響を含めるよう奨励し*(Encourages);*

4. 人権理事会に以下のことを要請し*(Urges);*

（A）独立専門家による報告書を踏まえて引き続き活動すること

（B）2011 年の任期終了まで独立専門家が引き続き調査をおこなうこと

5. 国が透明性、無差別および説明責任を確保した上で安全な飲料水・衛生サービス供給への非国家アクターの関与を選択することを支持し*(Supports);*

6.　各国が、国際法の原則に則り、自国の環境及び開発政策に従って、他の国、又は自国の管轄権の限界を超えた地域の環境に損害を与えない範囲で、自国の資源を開発する主権的権利及びその管轄又は支配下における活動を行う権利を有することを再確認し*(reaffirms)*;

7.主文 1 を達成するため、国及び国際機関に対し、引き続き安全で清潔な、利用可能で安価な飲料水と衛生設備を万人に提供する努力を拡大するため、特に開発途上国に対し、国際援助と協力を提供するよう求める（*Calls upon*）.

主文 1 では明示的に水と衛生に対する人権が認められ、なおかつその人権が社会権規約第 11 条 1 項から導き出されると解釈されうる文言となっている。このことは社会権規約に批准国の水と衛生に対する人権遵守義務を示しているが、未批准国の義務に関しては規定していないとも捉えられる。

人権理事会や独立専門家の活動に関する記載が多数あり、史実よりジュネーブ・プロセスを重視した内容となった。実際に史実のジュネーブ・プロセスで同年 10 月に採択された成果文書（A/HRC/RES/15/9）と重なる部分も散見される。主文 6 はエジプトエチオピア間の白熱した交渉の結果、合意された文言である。

3 . 会議統括・課題

コンセプトに掲げた通り、フロントとしての究極的な目標は未来を紡ぐことであった。未来ある後輩たちに、昨年私が先輩方から数えきれないほど多くのことを学ばせていただいたように、できる限り多くのことを伝えたいという想いを原動力に会議を運営してきた。

会議監督として至らぬ点は多々あり、全てが思い通りにいったわけではなかった。大学の試験やレポートの期間や夏休みに被る時期であるため、多忙で勉強会に参加できないデリに対して勉強会の録画をぶん投げるだけではなく、ディスコードの各国大使館チャンネ

ルなどを有効活用し個別にサポートする必要があったのではないか。新メン目線に立ち、つまずきやすい点を理解して十分なサポートはできていたのか。欠席者が出たときに、一部新メンの国割変更をやむを得ず行なったが、リスク分散のために似た立場の国を複数国割に入れておくべきだったのではないか。反省は枚挙にいとまがない。

とはいえ、事前に思い描いていたことの大半はフロントメンバーのおかげで実現することができ、達成感を感じられている。葉月会議が楽しくて次の会議にアプライしたという声や、出てよかったという声、新規入会者の存在などを踏まえると、会議は成功だったと個人的には感じている。

新メンの溢れるエネルギーや固定概念を覆す斬新なアイデア、一生懸命に取り組む姿勢、諦めない強さに触れ、私も模擬国連の楽しさを再確認させてもらえた。新メン一人一人の成長に立ち会えたことが心の底から嬉しく、今後の飛躍が楽しみである。今回の会議でできたところは自信に変えこれからも良さを継続できるように、できなかったところはこれから少しずつ解消していけるように、今後も会議経験を紡いでいってくれることを願ってやまない。

最後にこの場を借りて、葉月会議のために尽力してくださったすべての関係者のみなさまに心より感謝御礼を申し上げます。

模擬国連研究所　特集『英語会議』

『模擬国連研究所』では、毎編ごとに指定した論題について寄せられた寄稿を掲載する。

Policy Making English Conference Policy Making English Conference Japan Model UN Delegation National Model United Nations “Conference Strengthening Actions to Achieve SDG Goal 14”

模擬国連全米大会日本代表団派遣事業

<Purpose and Intentions >

The purpose of this English conference can be summarized into three main points. One was to provide an opportunity for fellow delegates to experience a Model United Nations conference in English. Two, was to give the participants brief insight of what Zenbeidan can prepare for them in advance of our selection process. Third was to provide an opportunity for the delegation to review and output their learnings from the Japanese conference that Zenbeidan hosted a week prior.

As for the intentions, the Dias(フロント in Japan MUN) made the biggest effort to structure the conference as inclusive as possible, regarding their English abilities and MUN experience, while maintaining the level of professional communications. It was our best hope for the participants to enjoy the Model United Nations conference in English while finding their weakness that leads to further engagement with MUN. Therefore, we have prepared a study session for the delegation to understand the difference between National MUN [4](Conference that Zenbeidan prepares for and participates in) and Japan MUN, mainly regarding the rules of procedures and what should be included on the Draft Resolution.

Here is the flow of the Conference. Priority to this phase, participants went through the preparation process: ice break, a couple trial contents, explanation slides, and research time with mentors.

[4] 全米大会

Time	Contents	Remarks
13:50-14:00	**1st Meeting**	**Roll call, Open debate, Agenda adoption Opening of Speakers' List**
14:00-14:15	**Moderated Speech**	Each delegate have 1min to share your stance and policy
14:15-15:00	**2nd Meeting - Unmoderated Caucus**	
15:05-15:50	**3rd Meeting - Unmoderated Caucus**	
15:50-16:05	**Presenting Session**	**Close debate**
16:05-16:20	**Conference Review and Announcement of Awards**	**Voting and close debate**

Sustainable Development Goals

The Sustainable Development Goals (SDGs) were adopted by the United Nations in 2015 as a universal call to action to end poverty, protect the planet, and ensure that by 2030 all people enjoy peace and prosperity.

The 17 SDGs are intertwined — they recognize that action in one area will affect outcomes in others, and that development must balance social, economic and environmental sustainability in each country.

Sustainable Development Goal 14 (SDG 14) is one of the 17 goals established by the United Nations to achieve a sustainable future for all. SDG 14 focuses on "Life Below Water" and aims to conserve and sustainably use the oceans, seas, and marine resources for the benefit of present and future generations. It recognizes the vital role that oceans play in supporting life on Earth and emphasizes the need to address various challenges, including marine pollution, overfishing, habitat destruction, and ocean acidification.

<Flow of the Conference>

The agenda for this conference was " strengthening actions to achieve SDGs Goal 14" in the committee of UNEA. We've divided the participants into three Working Groups beforehand for the sake of creating Draft Resolutions that targets three main issues that were actually discussed at the NMUN conference in the spring.

Flow during caucuses

- Each country explaining/sharing their policies
- Coming up with Pros and Cons of your policies

- Suggesting Pros and Cons to the others
- Summarizing similar and different factors of problems and policies
- Replying to the Pros and Cons
- Writing Preambular clauses
- Brush up the policies and writing Operative clauses
- Draft Resolution !

Circular Economy

Circular Economy may be an unfamiliar term for many, however, it can be replaced with the idea of "3Rs". Circular Economy is basically the further promotion of **Recycle, Reuse and Reduce** throughout change in our products. The setting of the discussion held in the United Nations Environment Assembly (UNEA). The discussion about circular economy was held among four Member States: Finland, Germany, India and Thailand. The Dias has recommended for each Member State to follow the fixed schedule in order to maximize the efficiency of the discussion.

Each country managed to bring unique resolutions to the committee even though the idea about circular economy is wide and vague. Sustainable Fishing was one of the main arguments which was held importantly as promotion of sustainable caught fish encouraged the world to invest in eco-friendly products. Other countries have added the importance of getting rid of the waste from vehicles since such materials are difficult to be recycled or reused.

It was brilliant to see many countries have also paid attention to youth empowerment throughout more educational programs about circular economy. At the end of the discussion, all of the Member States managed to contribute to the resolution.

Marine Debris

Plastics stand out as the largest contributor to the marine debris problem. Millions of tons of plastic waste enter the ocean each year, wreaking havoc on marine life through ingestion, entanglement, and destruction of critical habitats. Disposable plastics such as bottles, bags, and straws pose a particularly serious problem. In addition to plastics, a variety of other waste materials enter the ocean, including glass, metal, and rubber. These materials originate from activities such as working at sea, fishing, and coastal tourism, and have a detrimental impact on marine ecosystems.

Marine debris has a significant economic impact, not just an environmental one. In addition to impacting fisheries and tourism, marine debris also detracts from the scenic beauty of beaches and coastlines. Effective management and reduction of marine debris is a critical effort not only to protect the environment, but also to maintain a healthy economy. International cooperation across borders is needed to resolve this situation.

This conference was attended by Botswana, the United Kingdom, and Israel. In the discussions, each country put forward policies appropriate to its situation.Discussions sometimes stalled as several policies were put forth that only benefited their own countries or were not feasible.However, there was a movement among the countries to develop applicable policies. Specifically, instead of the current marine debris countermeasure policy, a multifaceted policy was created to root cause by creating a Marine Environmental Protection Research Center, which is implemented by the United Nations Environment Program, to accurately and precisely determine the amount and types of marine debris in and on the oceans. Finally, a consensus was reached and a draft resolution was drawn up that was acceptable to all participating countries.

Sustainable Fishing

For Sustainable Fishing, the Dias expected delegates to discuss mainly the problem of overfishing, polarized fishing, and use of unsustainable materials for catching. The Dias mainly focused on the catching process of the industry. The participating countries for this topic were: USA, South Africa, and Canada.

On the contrary to Dias's expectation, some participants expanded the field to be tackled by their policies to not only the catching but also manufacturing and transportation process. They based the group policy on the ones provided by the delegation of Canada, which was the most detailed and precise regarding the subject and the target of the policy. One of the notable policy was

1) 1. Enacts more inclusive and detailed law which is related to every act in the ocean;
    a) the laws containing these three factors;
        i) the amount of numbers of fishes that fishers can get in a year,
        ii) how many days each fisher can fish,
        iii) the amount of fuel oil that fishers can use in a year.

The delegate of South Africa succeeded to point out the similarities among the policies that were brought up by all three delegates in the Working Group, which included problems like overfishing and environmentally unfriendly fishing vessels. Her actions led to a solution of an inclusive legislative approach from the committee of Sustainable Fishing.

<Summary and Reflections>

Topic was quite basic about the promotion of Sustainable Development Goals (SDGs)14 and the Dias managed to help each delegate during the preparation phase which effectively helped them to

perform during the discussion and speech. We may need more support since delegates did not have prior knowledge. However, all members managed to come up with adequate policies. Many of the delegates have also managed to overcome the fear of speaking in English and showed efforts which was the goal for this conference. Based on the post-conference survey, many participants found the contents satisfactory yet challenging. We believe that the goal of this conference was achieved.

「共通言語としての海外式模擬国連」

日吉研究会 24 期

現　慶應義塾大学大学院政策メディア研究科

本田義明

yoshiaki.honda.8960@keio.jp

はじめに

本誌を読まれている多くの方にとって「英語会議」といえば、全米団主催英語会議（現：全米団政策会議）とニューヨークで実施される NMUN の 2 つが思い浮かばれるであろう。ただし大半の日本模擬国連会員にとって英語会議は異質な存在であり、一度も英語会議に参加することなく、模擬国連を引退していく。

しかしながら、世界的に見れば国連公用語以外の言語で模擬国連が実施されることは極めて稀であり、国際大会ではもっぱら英語が使用されている。また、日本国内には日本模擬国連以外にも模擬国連コミュニティが数多くあり、そのほとんどでは「英語会議」が主流である。

皆さんが慣れ親しんでいる日本語の会議と「英語会議」との違いは言語だけではない。筆者は 2018 年から 2020 年の間に国内外の団体が主催する「英語会議」に 10 回以上、大使ないしは大会・会議運営として参加してきた。その経験を踏まえると、両者は国連の会議をシミュレーションするという点では一致するものの、会議の具体的な議事進行方式から、議題設定、大会運営や模擬国連の意義や思想に至るまで大幅に異なる。

また、「英語会議」には 2 種類の「模擬国連の標準」が存在しており、多少の地域ごとの違いはあれど、世界共通でこれらに則った大会運営が一般的であることは特筆すべきであろう。皆さんが慣れ親しんだ会議や大会はそのいずれにも当てはまらず、その功罪の評価は本稿の趣旨ではないため言及を避けるが、事実として日本模擬国連の会議は「ガラパ

ゴス化」している。

そこで本稿では、英語会議と日本語会議の違いと英語会議の 2 つの国際標準ついて概説し、日本模擬国連の中では味わえない別の模擬国連の世界を体感してもらうことを第一の目的とする。加えて、英語会議に今後参加したい、会議や大会運営に携わりたい方に向けた実務的アドバイスについても随所で触れたい。

本稿では以後、日本模擬国連内で実施される会議を「日本式模擬国連（日本式）」、いわゆる「英語会議」を「海外式模擬国連（海外式）」と呼称する。なぜなら、「（いつもの日本語）会議」と「（イレギュラーな）英語会議」という認識では、両者の違いを言語の違いに矮小化してしまっており、また両者を相対的な概念として捉えることが難しくなるためである。

なお、本稿は筆者個人の見解であり、他のいかなる団体・組織を代表しない。また、内容はできるだけ正確かつ最新の情報を期すが、本稿は筆者の模擬国連に積極的に関与していた 2018 年から 2020 年にかけての経験を多分に踏まえているため、特にコロナ禍後の最新の動向などについては、各自で参照されたい。

日本式と海外式の違い

議場・議題設定

私が現役のころから「英語会議は政策系会議がほとんどである」という言説をよく耳にするが、これは正しいのか。簡潔に答えれば Yes である。ただしより正確に言えば、概念系など他のジャンルの会議との頻度の違い問題ではない。海外の模擬こっかー（以下：MUNer）にとっての模擬国連は「現在の国際的な問題を国連の枠組みを通じてどう解決するかを」を考える場であるため、そもそも概念系や国際法系とよばれるジャンルは模擬国連の範疇ではないという認識のようである。

同様の理由で、会議の時間設定は現在ないしは近未来の時制（直近の国連総会）の会

議であり、実際の国連総会で議論されそうな議題が設定される。そのため、日本式のように過去の国連総会やその他会議をシミュレーションすることはほとんどない。

例外として、海外式にもクライシス会議が存在する。現在・過去設定いずれも存在するが、特に過去の場合は、議題は歴史的にかなり有名な事件・会議に絞られてくる。ただし、その際も厳密なシミュレーションというよりも、その当時の状況を創造的に解決するかが問われてくる。

また、多くのクライシス会議の場合、経験豊富な海外の模擬こっかーの「余興」としての側面があり、そもそも開催自体が少ない。

プロシージャとディレク・議長の位置づけ

日本模擬国連では公式のプロシージャ―（Rules of Procedure: RoP）が存在しているものの、AJMUN や研究会会議などでは、会議監督の裁量で変更したり、独自に作成したりしていることだろう[5]。

しかしながら、多くの海外式大会では RoP の方が会議監督よりも上位に位置付けられており、会議監督は RoP が所与のものとして会議を設計する。また多くの大会では参加者でなくても RoP をウェブサイト上から確認できる[6]。

このような状況の背景の一つは、会議運営の共通化にある。先述の通り、海外式会議のほとんどは現在設定の国連総会であり、改変する必要がない。また、規模の大きな大会では国連総会下の委員会ごとに議場が設定されるため、その中でわざわざ独自に設定する必要がないからである。

また、こちらがより主たる理由であるが、RoP は模擬国連の根幹だからである。海外式には RoP の 2 つの流派があり、それらの違いは会議進行だけでなく会議や大会の運営思

[5] 日本模擬国連, JMUN Rules of Procedure. https://drive.google.com/file/d/1NrLkme6P-r4ssBJ5UYmfR2EKp-OrfcMJ/view?usp=sharing (アクセス日 2023 年 8 月 14 日)

[6] 一例として Oxford MUN や Harvard World MUN がある。Harvard World MUN の差異とは現在来年度へ向けた移行のため一時的に閉鎖中。https://www.oxfordglobal.org/preparation-materials

想そのものに影響している。参加者の中には、会議で用いられる RoP 自分が得意な流派であるかを確認したうえで参加の是非を検討する者もいる。そのため、特に国際大会や海外で日本の AJMUN に相当するような会議の場合は、自大会の国際競争力を高めるために、大会として共通の RoP を設定しごく早い段階からウェブで公開するという判断をとっているようである。

会議準備（ポジションペーパー・タスク・メンター）

海外式の場合、参加者は事前にポジション・ペーパー（以下：PP）と呼ばれる書類を国ごとに作成する。PP は①議題に関するその国の認識、②各大論点レベルのスタンス、③想定される会議内での行動を A4 1 枚半程度でまとめたものである。会議によっては①の前に参加者個人として、客観的に議題とその背景を要約することが求められることもある。一般的に BG の中に、PP に関するガイドラインや大論点の候補が書かれているため、それを踏まえた書き方をする。

また、日本式とは異なり、多くの場合 PP は事前に全大使に公開され、会議開始直後の交渉相手を見つける際の重要な指針となる。そのため、より多くの大使に読んでもらうことが重要であり、内容の明快さや適切な文量、体裁のきれいさなどが求められる。会議によっては提出順に順次公開されるため、初心者の場合はうまい人の体裁や書き方をまねてもよい。なおメンター制度やタスクは存在しない。

議論で重視されるポイント

本項では議論の進め方の中で重視されるポイントについて検討する。ただし、この部分に関しては筆者の主観的な要素がぬぐい切れないことをあらかじめ断っておく。

日本式の場合、前述のように国際法や概念に関する議論がほとんどであり、そこでのロジックの強さや情報量が模擬こっかーの強さとして認識されていることが多いようである。また、国益は最大限重視されており、議題自体が国益にそぐわない場合は、議事進行

を妨害したり論点をそらしたりするなどの遅延行為が存在する。

対して海外式の場合、政策系の会議がほとんどであり、国際法や概念に関する緻密な議論はあまりない。特に国際大会の場合は経験豊富な大使がいる一方で、不慣れな参加者も多いため、このような議論は控えがちである。

海外式で評価される要素は主に 2 つである。第一に、公式討議で積極的に発言し、論点の形成を進める「声の大きい」大使は良くも悪くも評価されやすい。また、発言回数は必ずしも多くないものの、模擬国連を熟知し、議論が停滞したり脱線した際に周りと協力して軌道修正を図る大使も、特にほかの大使から評価されやすい。

模擬国連である以上、海外式でも国益は譲れないのが基本である。一方で、海外式では会議冒頭で採択された Agenda については、積極的に協力していく姿勢を示すことが暗黙の了解となっている。そのため遅延を目的とした行為は基本的には発生しない。

アメンドメント

アメンドメントに関しては、日本式と海外式との間にはかなりの相違点がある。また、海外式でも大会ごとにかなりの相違点があるため、ここでは一般的な方法の概説にとどめる。

日本の場合、自分スポンサーになっている DR の修正が主流であるのに対して、海外式の場合は「他人の DR」に上書きする。具体的には、他の DR に対して、「ここが変更されれば合意できる」箇所をみつけ、変更点を提案する。これに変更元の DR のスポンサー全員から同意する署名を集められれば、変更点をフロント（Dais）に提出し、その後の Amendment Introduce の動議の中で自動的に適用・反映される。これを Friendly Amendment と呼ぶ。対して、署名が集まらない場合でも提出することは可能であり、その場合は Unfriendly Amendment として、同じ動議の中で議場全体での投票によって採択の有無が判断される。

Right of (to) Reply

Right of Reply は他の大使が公式討議の場において自国の立場からして許容できない発言をした場合に、反論の機会が与えられる仕組みである。

日本の場合、当該のスピーチ直後にその場で Right of Reply の動議を挙げ、即興でスピーチをするか、Right of Reply を挙げることを前提に事前準備しておくことが多い。しかしながら、毎回必ず万全に準備できているわけではなく、スピーチがおぼつかず感情的な議論になったり、時にネタに走ることもあったように思う。

海外式の場合、Right of Reply の仕組みは日本式のそれと大きく異なり、実際の国連での手続きに準じている。Right of Reply を希望する場合には、まずどの大使のどの発言が問題だったのかを特定したうえで、その反論をメモにまとめ、フロントに提出する。フロントは採否を判断し、採用された場合には公式討議中に指名され、発言の機会が与えられるという形式をとる。ただし、政策系の会議が主流の海外式では日本式に比べて Right of Reply の回数は少ない。

服装

日本の場合、AJMUN などの大会ではいわゆるリクルートスーツを着用していることが多い。海外式も基本的には変わらないものの、海外の参加者の方が少し華やかな印象がある。そのため大会に規定のドレスコードがなければ、服装は多少工夫したほうが、溶け込みやすい。

男性の場合少し青やグレーのスーツを着用したり、そういったスーツが用意できなかったとしても色付きのシャツや明るめネクタイを用意するのがよい。女性の場合も少し明るめのスーツやワンピースとジャケットジャケットの組み合わせの方が望ましい。

海外式の 2 つの派閥

概要（歴史・採用する大会）

日本模擬国連の中ではＮMUN や全米団英語会議の経験から、「英語会議では着席討議（モデ）がない」という認識が広まっている。しかしながら、ＮMUN が採用している RoP は世界的には主流ではなく、多くの国際大会ではモデが存在する。本章では海外式模擬国連の 2 つの RoP とその違いについて概説し、これらの会議進行上の表面的な違いだけでなく、会議の設計思想に至るまでの根本的な差異について明らかにする。

世界で最も主流な RoP は Parliamentary Debating Style(以下：PDS)と呼ばれている。これは一言で言えば、「模擬国連ができた当初から使われているモデ有りの RoP」である。模擬国連はその起源を 1921 年にオックスフォード大学で行われた模擬国際連盟に見出すことができる[7]。その際、RoP の基礎として用いられたのが、ロバート議事規則と呼ばれる米国州議会など様々な会議で幅広く用いられる方式であり、これが PDS ないしは Robert’s Style と呼ばれている。

その後、オックスフォードからハーバードに伝播し、以後留学生を通じて世界中にこの方式の模擬国連が伝播したため、PDS は国連の議事進行には忠実ではないものの、世界で最も主流な RoP となった[8]。

伝統的な模擬国連の大会では PDS が用いられており、代表例としては Oxford MUN や Harvard　World MUN などが挙げられる。日本では東京国際大学の留学生が主体となって運営する TIU MUN が採用しており、かつての AJMUN の英語会議の一部で採用されていた。また、米国国連協会が PDS を基礎とした汎用的な RoP を提供しており、小規模な大会の多くでは RoP に UNA-USA 方式との表記がみられる。

---

[7] Oxford MUN, A Brief History of Model United Nations https://www.oxfordglobal.org/blog/2020/10/6/a-brief-history-of-model-united-nations (アクセス日 2023 年 8 月 14 日).

[8] Mullens George, Improving Rules of procedure in Model United Nations: Parliamentary Debating, https://mymun.com/blog/improving-rules-of-procedure-in-model-united-nations-parliamentary-debating (アクセス日 2023 年 8 月 14 日).

もう一つの方式は UN4MUN 方式である[9]。この UN4MUN は国連から公式に提供された国連の議事進行をベースにした方式である。2009 年に初めて実施され、以後国連広報部などによって世界中でワークショップなどを通じて普及が試みられている[10]。NMUN は 1990 年代から国連と独自に協力関係があり、その過程で実際の国連のプロシージャ―を提供されていることから、厳密には UN4MUN ではないが、本稿では同一のものとみなす。

UN4MUN が用いられている大会は世界的に少ない。海外では Global MUN や国連協会世界連盟が主催する WIMUN などで採用されている。日本国内では過去の AJMUN の一部の英語会議が採用していた。また、国内では神戸市立外国語大学などが主催する JUEMUN、近畿大学などが主催する JEMUN などで実施されている。

日本で現在主流となっている RoP はモデがあることから、また歴史的にも日本の模擬国連が 40 年近く前から存在している点からも、PDS を起源としていることがわかる。ただし、いずれにせよ前述の通り、日本式は独自の発展を遂げており、海外で主流である PDS との互換性が失われてしまっていることに変わりはない。

模擬国連の捉え方・基本思想

PDS と UN4MUN には上記のような歴史的な違いがあり、その結果、模擬国連に対する考え方も異なってくる。

まず PDS の場合、模擬国連の意義は「参加者の教育」にある。模擬国連は、グローバルな課題への向き合いや相互理解、リサーチスキル、Public Speaking、交渉力などを養うための手段として認識されており、それ故厳密な国連の再現は重視されない。PDS を採用する多くの国際大会はこの「教育的な模擬」の思想の元運営されており、このような会議は参加者の満足感も全体的に高いとされている。

[9] Lefevre Philippe, Improving Rules of Procedure in Model United Nations: UN Debating, https://mymun.com/blog/p-class-msonormal-improving-rules-of-procedure-in-model-united-nations-un-debating-o-p-o-p-p (アクセス日 2023 年 8 月 14 日).

[10] 一例として以下を参照。https://www.unitedambassadors.com/uamunc-geneva-un4mun

ただし残念ながら、PDS が海外で普及する中で、各地で独自の価値観が発展し、より競争的、すなわちアワード至上主義に走ったコミュニティや MUNer が存在する。彼らは積極的に議論に参加する一方で、本来の主要論点ではない部分に時間を割いたり、全体の議事進行に影響を与えたり、スピーチの中で過激な発言や誠意のない行動をするなどの場合がある。そのため、他の参加者の満足度を下げたり、議場の雰囲気を悪くしてしまうことがある。

UN4MUN は、PDS の模擬国連と実際の国連のギャップを埋めることがその起源にあり、その目的は国連教育といえる。そのため、PDS で強調されるような教育的価値よりも、国連の仕組みを理解することに重点が置かれている。

上記の三者は会議準備や戦略が大きく異なるため、参加者がこれらを事前に見分けることが非常に重要である。筆者の経験上大会のウェブサイトを見ると大方班別することができる。

まず、RoP が公開されている場合、RoP に USA-UNA と書かれているか、モデないしモデに準ずる着席討議に関して言及されていれば、PDS である。次に、サイトを確認すると模擬国連の紹介などが多く書かれており、その中で上記に示したような教育的価値について多く言及されていれば、PDS の中でも教育的な会議であり、初心者も参加しやすい。一方で、模擬国連そのものの説明が少なかったり、大会や議場を示す代名詞が competition になっている場合は「競争的な会議」である可能性が高く、初心者にはおすすめできない。UN4MUN については、同じくサイトの中で「国連教育」や「本物の国連」などの文言があれば、ほぼ間違いない。また UN4MUN 方式を採用しているとの直接的に表記している場合もある。

議論の方法の違い

PDS と UN4MUN の会議進行上の最大の違いはモデの有無である。UN4MUN の場合モデはなく、公式討議とアンモデのみである。対して PDS の場合、会議の前半から中盤にか

けて非公式討議中はほとんどモデであり、モデの成否が会議の成否を決める。

PDS では、モデの動議の際に中論点レベルで話し合うトピックを設定しなければいけない。例えば動議を挙げる際には、モデの時間だけでなく、1 人当たりの発言時間、議論するトピックを提示する必要がある。同じ時間設定のモデでもトピックが違えば、投票の対象となる。

モデ動議の例：“Motion for 10 minutes of moderated caucus, with 1 minute of speaking time, in order to discuss~”

このモデのトピック設定は MUNer にとって非常に重要である。なぜなら第一にモデで議論されていないトピックはＤＲに反映させることはできず、違反した場合は容赦なく削除されるからである。第二に、海外式では議論議論の時間は存在せず、自国に有利な議論展開に持ち込むためには、トピックの設定で主導権を握らなければならない。

また、モデのトピック設定はデリの技量を測る指標になる。すなわち、会議進行と自国の利益を勘案し、適切なモデを周りの大使と協力しながら提案し議論を主導できる大使は、周りからの信頼を得ることができる。そして、結果的に自分に有利な形で交渉を進めることができたり、他の優秀な「話の通じる」MUNer を見つける手がかりになる。

そのため、大使はこのモデの設定に躍起になる。まず、事前に公開されたＰＰに必ず目を通し、近いスタンスの大使をリストアップする。次に会議開始直後からメモ等で協力する意思を伝える。最初の非公式討議では、必ずアンモデを提案ないしアンモデの動議に賛成し、早期にグループを形成の交渉に入る。そしてどのタイミングでどの内容のモデを設定するか、大方の見通しをすり合わせておき、それに基づいて動議を挙げたり、適宜議論の修正をかけていく。

ただし、以上のような戦術は MUNer 全体でコンセンサスがあるわけではなく、特に先述の「競争的な参加者」は最初の動議からモデを提示し、自分の議論したいトピックを設定しがちである。それでうまくいくこともあるが、大方の場合は、各論点に対する時間配分が崩壊し、議論が不十分なまま決議文を作成せざるを得なくなるため、あまり推奨でき

ない。

UN4MUN 方式ではモデはなく全てアンモデによる交渉である。筆者は PDS に比べ UN4MUN の会議経験が少ないため、具体的な交渉戦術は NMUN に参加した経験のある方の方が詳しいと思われるが、多くの時間をグループ内での文言交渉に充てているようである。

また、詳細は後述するが、大学主催の UN4MUN 式の大会では、MUN 初心者が大半を占めるため、あらかじめ分科会が割り当てられていたり、日本式でいうところの変更不可の TT案がチェアから示されるなど、初心者への配慮されているケースがある。これは、模擬国連初心者が政策課題そのものに集中できるという点で有効かもしれないが、日本の模擬こっかーや私のように PDS に慣れている MUNer からすれば、議論を望ましい方向に誘導したり、これまで養ってきた模擬国連の技を生かしたりすることができず、非常に困惑するし、議事進行でもトラブルの元となってしまう。

大会の雰囲気の違い

PDS と UN4MUN の違いは、大会の参加者層や大会の雰囲気にまで影響している。

PDS の場合、サークルや学生団体が主体となって運営されてきた歴史があり、模擬国連の活動が好きだったり、経験豊富で優秀な MUNer が集まっている印象がある。会議のノウハウはサークル内で先輩から後輩へ受け継がれており、若手の MUNer でもモデのトピック設定など PDS の煩雑な手続きを問題なくこなすことができる

この点に関しては、実務上では要注意でもある。私が大使として参加したある PDS の会議では、模擬国連の初心者や PDS の経験がない日本の模擬こっか—の参加比率が高いくなってしまい、議事進行に支障が出てしまっており、他の大会でもしばしば同じような状況が起こっていたようである。そのため大会によっては参加者の配置に工夫しているケースがほとんどである。私が運営として関与した別の大会では各議場の PDS の経験者の比率が参加者の 1/3〜1/2 程度になるようにあらかじめ調整をしていた。

PDS の議場はアットホームなことが多く、時と場合と内容によるが、スピーチなどでジョークを言ったり、日本でいう「アジャン文化」のように、会議終了時にはネタの動議を挙げることも許容される。

PDS は世界でほとんど共通であるため、個人やサークル単位で世界中の大会に参加する猛者も数多くいる。特に国際大会レベルではそのような学生の招致を重視しており、大規模な会議では、大会前の観光企画や大規模なレセプション（Social Events）が用意されていることが多い。宿泊に関しては、会場となるホテルや比較的高級なホテルを大会側があっ旋することがほとんどであるが、特に規定はなく、自由にホテルを確保できる。

PDS の世界大会に参加する人の多くは、会議期間中は全力で議論しつつ全力で遊ぶという考え方の参加者が多いようである。筆者が参加した 2019 年の Harvard World MUN のチェアは 2 日目終了後に大会側が貸切ったクラブで夜通し遊んだらしく、声を完全に枯らした状態で議事進行していた。無論、会議が第一であるし、海外の場合は防犯上の懸念もあるため、参加は義務ではないが、今後国際大会に参加する場合には体調や治安を鑑みながら節度を持って参加するのが望ましいだろう。

このように PDS の大会が華やかになるのは、大会の経営上の理由もある。PDS の大会の多くの大会は学生が主導していることもあり、ファイナンス上の後ろ盾が乏しい。そのため大会を存続させるためには、レベルの高い会議と会議外での質の高い経験を通じて、世界中の MUN コミュニティから優秀な学生を集客し続けなければならないという事情がある。

対して UN4MUN の会議は雰囲気が大きく異なる。一言で表すと「真面目」である。

NMUN など一部の例外を除くと、多くの UN4MUN の大会は国連広報部が大学に働きかけて、大学の公式イベントとして大会を運営しているようである。そのため、参加者は必然的にその大学や提携関係にある大学に通う学生が中心となる。参加者は国際関係論の授業や関連するゼミから有志または単位取得の要件として参加したり、模擬国連の準備そ

のものが 1 学期間の授業として設定され、その最終成果発表という形で大会に参加することが多いようである。そのため、必然的に会議の参加者は模擬国連未経験者が大半を占め、外部からは少数である。

また、大会中も厳粛な雰囲気に包まれている。私が参加した国内の UN4MUN の大会では、私の友人で PDS に慣れ親しんでいた大使が、PDS ではいつものように一日目終了時にネタの動議を挙げたところ、チェアと会議監督から「あくまで大学の公式の場なのだから、そのような行為は控えるように」とかなり厳しく叱責されており、PDS や日本式に慣れている身からすると、かなりのカルチャーショックであった。

ファイナンス面では、大学が主催しているということもあり、場所の確保などには困っていない。また、提携する大学で大会が実施される場合などは、参加者の旅費を大学側が負担することも多い。ただし、その代わりに Social Events などは控えめで、昼食や宿泊場所を一括で予約しているため、参加者の自由度が限られてくる。

結びにかえて

本稿では海外式模擬国連と日本式模擬国連との差異、そして PDS と UN4MUN という世界で主流な模擬国連の方式について解説した。

筆者は既に模擬国連の第一線から退いた身であり、今後の日本における海外式模擬国連の行く末は現役世代に委ねたい。ただ、最後に筆者の個人的な思い記しておくことをお許しいただきたい。

本稿ではその趣旨から日本と海外の違いを強調した表現にせざるを得なかった。しかしながら、裏を返せば、本稿で言及したこと以外は、両者は共通していると言える。また、ロジックの緻密さや TT 案を意識した会議進行など、日本式模擬国連で培った技術は、海外模擬でも信頼される大使としてのアドバンテージになるであろう。ぜひ、日本模擬国連会員の皆さんには、本稿を足掛かりに海外式の RoP の経験を積んでいただき、模擬国連を共通言語として世界に羽ばたいてほしいと切に願っている。

もちろん、海外大会で見ず知らずの外国人と英語で議論することは、時にカルチャーショックや言語力の問題からストレスに感じ、閉じられたコミュニティで深い議論をすることの方が魅力的に感じることもあるだろう。しかしながら、模擬国連以外で、世界中の優秀な学生と現在の国際的な問題について徹底的に議論できる機会はほとんどなく、その障壁の先で得られる経験や学び、人間関係は日本の模擬国連の発展につながるだけでなく、人生の中でかけがえのないものになるであろう。

残念ながら、日本模擬国連の中にはその足掛かりとなる海外式模擬国連、とりわけ PDS を体験できる機会が 2019 年の AJMUN 以降途絶えてしまっている。ただ、だからと言って世界への道が閉ざされたわけではない。全米団をはじめとする UN4MUN のコミュニティも貴重な経験となるであろうし、国内であればTIU　MUNや海外であればAsia World MUN などの PDS の比較的初心者に優しい大会も数多く存在する。また mymun というサイトでは世界中の大会を探すことができる[11]。そういった大会で経験を積み、いつの日か日本での海外式模擬国連を再興させてほしい。

[11] mymun.com. https://mymun.com/

全米団 政策立案型日本語会議『Promoting Access to Affordable, Reliable, Sustainable, and Modern Energy for All - すべての人の手頃で信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスの拡大 -』

会議監督：日下剛志

1,　会議概要・目的

今会議は、全米団が毎年 8 月に主催する政策立案型の会議である。全米団が代表として派遣している全米大会(NMUN)は、政策立案をメインに議論が繰り広げられる。したがって、全米団では、政策を基軸とした活動を展開しており、本会議もその一つといえる。先代では盛んなりける政策立案の会議もあまり見られなくなった今日において、こうした政策立案型の会議をし続けるというのは、『国連』を『模擬』する模擬国連の一つの型の継承としても価値を持っているのではなかろうか。

また、本会議は全米団の広報活動の一環としての側面も持っている。本会議を通して政策立案（型会議）や全米団そのものに興味を持って頂き、その後の選考の応募に繋がってほしいという願いも込められている。

さて、ここで「政策立案型会議」についても少し触れさせて頂く。構成としては、前半に「政策立案型会議とは何か」、後半にて日本模擬との違いを述べる形で行う。まず、政策立案型会議とは「政策を立てること」に最も重きを置いている会議である。したがって、自国が抱える問題に対して、理想と現実のギャップを埋めるための政策を作っていくことが主目的とされる。その際、「与えられた議題の中で、自国が抱えている問題に対して、どのようなアプローチが考えられるのか」であったり、「相手が提示してきた政策に対して、自国目線あるいは客観的に国際社会全体で見た時に、どのような利点や欠点があるのか」であったりを、主眼として考えなければならない。次に、日本模擬との違いについてであるが、日本模擬が自国益を優先した、緊迫かつ殺伐とした雰囲気の中で議論や交渉が繰り広げられるのに対し、政策立案型会議では皆で良いものを作り

あげることを目指す、協調的な雰囲気で会議が進む。したがって、我々はこの各国間の協調こそ、国際協力の一つの形であると考え、参加者にもそのことを意識してほしいという願いから、今会議のコンセプトを「國際協力の森」とした。

最後に、今会議の簡潔な議題解説を行う。今会議の議題、「すべての人の手頃で信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスの拡大」は、持続可能な開発目標（SDG）7 に関わるものである。SDG7（エネルギーをみんなに。そしてクリーンに）は、経済の安定を維持し気候変動目標を達成するために、すべての人が安価で、信頼できる、持続可能な、近代的エネルギーへのアクセスを確保することを目的としている。持続可能なエネルギーとは、将来の世代に不利益を与えることなく、現在の世界のエネルギー需要を満たすことができるエネルギー源から効率的にエネルギーを収集し分配することである。また、近代的なエネルギーアクセスとは、電気、清潔な調理整備、安全な調理・暖房用燃料、持続可能な経済成長を可能にするエネルギーへの安定的かつ安価なアクセスを指す。SDG7 に取り組む国連システムの国際機関である、国連持続可能なすべての人のためのエネルギー（SEforALL）は、再生可能エネルギーを、消費されるスピードよりも速く補充される自然資源に由来するエネルギーと定義している。SDG7 を達成することは、世界のエネルギーミックス（電源構成、エネルギー源の種類ごとの総消費量）全体に占める再生可能エネルギーの比率を高めるために不可欠であり、これによって、エネルギー効率が向上し、エネルギーがより安価になり、その過程で経済発展が促進されることが期待される。また、SDG7 では、エネルギー効率の高い手法やクリーンエネルギー技術・インフラの採用によって、エネルギーを手頃な価格で入手できるようにすることも重要な要素とされている。この議題の中で、参加者各国には、自国が抱えるエネルギー問題と照らし合わせて、政策を立案して頂いた。

2,　会議の経過、成果文章について

今回の会議は事前準備不要の 1 日完結型の会議であり、10 時から 17 時ごろまで実施した。まず午前中には、アイスブレイクを行い、参加者の緊張を解し、その後に政策立案や交渉についての説明を行った。各説明の後には簡単なミニコンテンツ（普段、各研究会や支部を通して行われるミニ模擬のようなもの）を実施し、本会議に向けて参加者の知識の定着度合いを測った。結果としては、どの参加者も我々の教示した内容を概ね理解できており、我々の想定以上に良い出来であったため、その後の政策立案型会議本番の成功を期待させるものとなった。その後は、約 90 分の会議準備（個人作業）を行い、昼休憩を挟んだ後、会議（合計約 2 時間）という流れで進んだ。

会議準備では、今議題が取り扱う問題の概要、各国における問題を考える上で必要な情報をまとめた資料を、国別に参加者個人に配布した。各々深いレベルでの問題の探求や政策の発案を行っていたため、非常に実りある会議準備であった。そして、会議は参加者の作成した政策をもとに、数人のグループを 2 つ（グループ 1、グループ 2）作成し、グループごとに議論するという形（二議場制）をとった。

どちらの議場でも、まず「誰がファシリテーションを取るのか、誰が時間を管理するのか」などの役割分担を行い、大まかな時間配分（TT 案作成）を行っていた。2 時間（実質議論は 80 分）という限られた時間しかないことに加えにも関わらず、参加者の大半は初めての政策会議ということもあり、ゴールが見えない中で会議が始まったような印象を受けた。しかしながら、各グループのデリ（グループ 1 ではコロンビア大使、グループ 2 ではフランス大使）の鶴の一声の如き提案によってどちらのグループも、殆ど同じタイミングでゴールを見据えた明確な時間配分が確定した。こうした序盤での動きは、日本模擬と同様、非常に高く評価されるべきものであろう。参加者にも、こうした提案が持つ意義を考えて頂ければ、と願うばかりである。

タイムテーブルが確定した後、どちらのグループにおいても各自の問題や政策の共有が行われた。グループ 1 では、各自が政策発表した後、質問のフェーズに入った。ここでは、後ほど行う政策の合意を見据えて、自国がここの部分で協力できるなどの意見交換も見ら

れ、その後の議論に資する意見共有ができたように見えた。フィンランド大使の「ここの部分に関しては、自国もインセンティブが強いので協力していきたい」などの発言は、相手大使に対して協調の姿勢を示すものであり、素晴らしいものであった。グループ 2 では、問題及び政策共有の後、それぞれの政策のメリット・デメリットの共有が行われた。メリット・デメリットを挙げながら、お互いの政策でわからない部分の解消を行っていたようであった。しかしながら、グループ 1 とは対照的に、グループ 2 では意見の対立が見られるものとなった。コートジボワール大使が資金援助に関して、先進国の無利子の借款を要求したのに対し、フランス大使が「先進国のメリットはあるのか」と疑義を呈した。これに対して、コートジボワール大使が自国の窮状を述べるのみで、フランス大使はこの政策に対して頭を抱える結果となった。また、フランス大使の政策に対しても、途上国が反発し、これに対して途上国へのメリットをフランス大使が述べるも、途上国には響いていないように感じられた。そこからは少し日本模擬と同じような平行線議論がなされ、議論の流れが止まってしまった。1 つの政策に拘らず、実施主体や内容の柔軟性を鑑みれば、この平行線議論自体避けられたのではないかと思う。また、こうした議論に対して、コンゴ大使は仲介役としての役割を果たしており、議論の円滑さを保つ事に貢献していた。

グループ 1 では、その後各政策に対するメリットやデメリットの意見出しが行われ、決議案の細かい文言調整が行われた。中国大使の議論サポートやコンバインの提案、コロンビア大使やグアテマラ大使の緻密なレイヤー設定によって、合計 4 つの政策が挙げられたが、そこからは「各国家が文言を呑めるのか」という観点から、主語や動詞の微調整や実現の可能性の検討が行われていた。たしかにそのような観点も重要であるが、政策の文言を弱めるのではなく、より効果的な政策の実現という観点からも検討できるとなお良かったと考える。グループ 2 では、フランス大使の、残り時間を意識した提案によって議論は前進し、文言の調整が行われた。コートジボワール大使の積極的な働きかけにより、5W1H を一つ一つ検討して進められ、期待していたような綿密な政策文言作成が行われた。そして、時間内にどちらのグループでも決議案が作成された。

最後に両グループの決議案を掲載させて頂く。

グループ 1 1. エネルギー部門における市場を開拓するために、財政的にインセンティブのない各国は再生可能エネルギーの開発を促進する企業に補助金を出すことを奨励し、 2. 各国に対して、必要に応じて公共金融機関の設立を奨励し、 3. 各国に対して、再生可能エネルギーの利用を広めるために、効率的な送電などの技術を持つ場合、技術提供の協力をすることを要請し、 4. 各国に対して、国内での再生可能エネルギーへの移行が完了し、クリーンエネルギーを利用して発電した余剰電力を持つ場合、その電力を必要としている国への送電することを要請する。
グループ 2 1. 各国に 2025 年までに発展途上国における安定したエネルギー供給網構築のために産官学共同による投資及び特に発展途上国単独での運用が困難である原子力発電、それに伴う放射性廃棄物の処理を含む発電方法の地域特性に合った多様化、送電網の整備のための人材育成、技術支援、研究、無利子での融資を行うことを要求し； 2. 先進国に緑の気候基金の財源の継続的確保、発展途上国のニーズに合った案件の採択と資金配分を行うよう推奨する.

なお、今回の決議案に関しては、時間の都合上、前文は特に規定せず、体裁についてもある程度自由度をもたせたものとした。

今回の決議文で非常に興味深い点は、まず、どちらの決議文も主語が国家になっていることであろう。日本模擬における”Each member”から始まる主語を踏襲したものであると考えられるが、日本模擬と異なり、本会議では政策立案に重きを置いているため、主語を国家に限る必要はない。国際社会上での市場メカニズムに言及しても良いし、国連管轄の国

際機関やNGOなど非国家機関に着目しても良いだろう。むしろ政策立案において主語を限定することは政策の自由度を奪い、見出せる効果も小さくなってしまう恐れがある。

次に、双方のグループで決議文に 5W1H が含まれている点も非常に興味深い。曖昧な政策であればあるほど、中身の薄いものとなってしまうため、政策の具体化が行われている点は非常に評価できる。また、目的と手段が乖離したものでなく、現実的に実現できるものとなっている点も、各参加者の積極的な議論の参加の結実と言える。

3，会議統括・課題

ここでは、本会議全体を通しての総括及び課題を述べ、今後の政策立案型会議への展望を最後に述べ、締めさせて頂く。

まず全ての参加者が自身のできる範囲でグループ内において役割を果たしており、非常に円滑な議論となったのは、今回のコンセプトである『國際協力の森』に即しており、素晴らしいものであった。また、全参加者が積極的に議論に参加できる雰囲気作りができていた点も良かった。

次に、政策の効果について、主体や目的、手段を考えて、メリットやデメリットも列挙できていた点も評価に値する。ただ相手の政策を鵜呑みにするのではなく、批判的な視野を持つことによってより包括的なものになる。また、様々な立場から評価することで多角的で客観的な政策が完成する。今回の会議では、そうした側面に参加者は着目できており、想定を超える素晴らしい政策の立案ができていた。

一方で、本会議において、どちらのグループに関しても、それが本当に議題に資する政策なのか、を考えていたのかという点については疑問が残った。ただ金融機関を作ったり、緑の気候基金を活かしたりするのではなく、そこにどのようなマンデートを与えれば、エネルギーのアクセス拡大に繋がるのかを考えることができれば、より良い政策ができるだろう。

最後に、今後の政策立案型会議への展望についてであるが、冒頭でも述べた通り我々は、普段の模擬国連とは異なった思考や姿勢が必要となる政策立案型会議に重きを置いている。そして、今会議の参加者からのアンケートにおいても、「普段の模擬国連とは異なる政策立案型会議のイメージが掴めてよかった。」、「政策立案型会議はとても生産性が高くて、自分が所属する研究会でもやってみたいと思った。」、「日本模擬とは全く異なるものの、新しいルールで妥協点を見つけられて面白かった。」などの積極的な声を頂けた。今会議が、今後の日本模擬においても政策立案型会議が伝承されていく良いきっかけ作りになったのではないかと思う。

JUEMUN2023 “Realizing the Rights of all Children and Adolescents.”

文責：藤田高広

1. はじめに

皆さん初めまして。神戸研究会老メンの藤田高広と申します。

今回は大学の授業の一環として参加した JUEMUN2023 に関する報告を行います。なお、この文章は個人の見解や認識に基づくものであり、JUEMUN として公式なものではありませんのでご了承ください。また、授業は全て英語で行われたため、訳語はすべて作成者の判断によるものです。

2. 会議概要

JUEMUN は、今年で第 14 回目を迎える模擬国連の大会である。正式名称は「Japan University English Model United Nations(日本大学英語模擬国連大会)」であり、その名の通り、日本の大学生を中心に英語で行われる模擬国連である。本年度の大会では、176 名の大使が 12 大学から集まり、議論が行われた。なお、JMUN 関係者の中には「英語模擬」と聞くと NMUN を連想する方が多いかもしれないが、これは異なるイベントである点に注意が必要である。

今回の会議は UNICEF を議場にしており、テーマは「Realizing the Rights of all Children and Adolescents(世界の未来を担う子どもや青少年の権利の実現)」である。このテーマに基づき、3 つの議場が設けられており、それぞれ以下のテーマが設定されている。

- 「Improving the quality of education for all children and adolescents(全ての子どもや青少年のための教育の質の向上)」
- 「Ensuring access to healthcare for all children and adolescents(全ての子どもや青少年のための医療アクセスの拡充)」
- 「Enhancing the protection of all children and adolescents(全ての子どもや青少年の保護の強化)」

参加者はこれらのテーマに基づき、トリデリとして会議の準備を進め、本番ではそれぞれのテーマに応じた議場で議論を行った。また、上記の 3 つのテーマに関連して、4 つのトピックが設定されており、それぞれが分科会(Committee)のような形で会議が進行した(詳細な進行方法については後述する)。

以上をまとめると、以下の通りである。

UN Body: United Nations Children's Fund (UNICEF)
Agenda: Realizing the Rights of all Children and Adolescents
Meeting 1: Improving the Quality of Education for all Children and Adolescents
Committee A: Improving Gender Parity in Educational Settings
Committee B: Promoting Life Skills Education and Vocational Training
Committee C: Promoting Inclusive Education for Children with Disabilities
Committee D: Promoting Access to Education for Out of School Children
Meeting 2: Ensuring Access to Healthcare for all Children and Adolescents
Committee A: Promoting Mental Health and Well-being
Committee B: Improving Sexual and Reproductive Health Services
Committee C: Improving Water, Sanitation and Hygiene
Committee D: Improving Nutrition for Children and Mothers
Meeting 3: Enhancing the Protection of all Children and Adolescents
Committee A: Ending Child Abuse and Neglect
Committee B: Ending Gender-based Violence
Committee C: Protection Against Child Labor
Committee D: Protection of Children on the Move

JMUN における一般的な会議との主な違いは、3 点ある。第 1 に、過去の出来事ではなく現在の情勢を反映して行われる点である。第二に、具体的な政策アイデアが決議文書に盛り込まれる点である。そして第三に、Position Paper(通称：PP)が存在する点である。前述の第一と第二に関してはそのままだが、第三の点について詳しく説明する。PP とは、会議の前に公開される文書であり、各国のスタンスが簡潔にまとめられている。当然ながら、この文書は各国の大使自身によって作成される。PP には以下の 3 つの内容が含まれる。第一に、現在の問題点や課題が挙げられる。第二に、それに対する自国や地域のアプ

ローチが示される。そして第三に、本会議で取り組む予定の具体的な行動が記載される。会議の進行方法や手続き上の違いも見られるが、それについては会議の進行に関するセクションで詳しく説明する。

3. 会議過程

i. 会議の進行方法について

まず、全体の進行方法について説明する。大まかな流れとしては、作業文書(WP)の作成を行い、締切の時間に達すると、WP がそのまま決議案(DR)となる。その後、DR に対する修正を行い、最終的にはコンセンサス採択を目指すという手順である。

次に、公式討議と非公式討議の進行方法について説明する。本会議では、前述した各トピックに応じた Committee に沿って、各国が所属する Committee や TT は事前に定めてられており、これに従って会議が進行する。公式討議と非公式討議は交互に行われる一方で、非公式討議はインフォーマルとコーカス(モデとアンモデ)の区別はなく、会合の停止の動議によって非公式討議に移行する。公式討議では各国がスピーチを行い、スピーカーズリストが尽きると即座に投票に移行する。2 回目以降のスピーチもフロント[12]にその旨を伝えることで、可能となる。非公式討議には 2 つの種類がある。1 つ目は Committee に基づいた会合で、トピックに関連した DR の作成が中心である。2 つ目は地域別に行われる会合で、アフリカ、アメリカ、アジア、ヨーロッパの 4 つのグループに分かれている。この会合の主な目的は、各 Committee の進捗状況を報告し、懸念事項などを共有することである。どちらの会合でもファシリテーター[13]がサポートし、円滑な進行を図っている。

そして、具体的な会議の進行方法について説明する。3 日間の会議の中で、1 日目と 2 日目は主に DR の作成に時間を費やす。3 日目はやや複雑である。まず、各 Committee で作成された DR を地域別会合で確認し、許容できない文言に対する修正案(AM)を提出する。

---

[12] JUEMUN では Bureau と呼ぶ。また、ディレクという概念は存在しておらず、基本的には議長が BG 執筆から会議当日の進行までを行っている。

[13] ファシリテーターは国力ではなく、大使の英語力を基準に選ばれている可能性が高い。

その後、各分科会で提出された AM を確認し、合意が得られるか判断する。合意された AM は DR に反映され、合意されなかった場合は合意が得られなかった理由と改定案(Revisions)を提出する。その後、地域別会合で Revisions に合意が得られるかどうか判断する。合意された Revisions は DR に反映され、それ以外の Revisions は全体投票に移行する。

ii. 会議の投票について

最後に、投票の進行方法について説明する。まず、DR に残っている Revisions に対する投票を行う。賛成多数の場合、Revisions は DR に反映される。反対多数の場合、Revisions は削除され、元の DR の文言で投票が行われる。その後、コンセンサス採択への反対を募集し、反対がなければコンセンサスで採択される[14]。反対がある場合、単純過半数[15]の賛成[16]で採択される。全ての DR の投票が終了すると、会議は adjournment[17]となり、終了する。

以上が会議の進行方法に関する説明である。

iii. 会議のプロシージャについて

ここからは DR の体裁や Points や Motions の違いについて概説する。DR の体裁は、前文と主文の 2 つで構成されている。前文は普遍的または古い内容から始め、具体的または新しい内容へと進み、それに対応するように主文を配置して記述する。Points や Motions の種類としては、Point of Order と Point of Inquiry の 2 つが Points に、会合の停止、スピーカーズリストの閉鎖、討議の終結、会期の延期に加え、コンセンサス採択への反対動議の 4 つが Motions に存在する。これらのプロシージャは JUEMUN 公式 HP で”JUEMUN was the first MUN in Japan to offer the most accurate simulation of the United Nations by using UN4MUN

[14] JUEMUN ではこれを adopted by acclamation と呼ぶ。
[15] JUEMUN では単純過半数で可決される投票を「プラカード投票」と呼んでいる。
[16] 作成者の議場では見られなかったので、詳細は不明だが形式的には無記名投票に近いと推察される。
[17] ちなみに、全員がプラカードを挙げる文化は JUEMUN でも見られた。

procedure that the founders learned from UN officials”と紹介されており、UN4MUN をベースとしていることが考えられる。

iv. 私の交渉について

私は Antigua and Barbuda 大使として、Meeting 3 の Committee D に配属された。私が提案した政策は、現在地球温暖化の影響で移動を余儀なくされる多くの子どもたちに対する支援策である。また、私は Committee のファシリテーターも務め、議論の円滑な進行にも貢献した。Committee 内での議論の進行方法として、最初に各国の政策を列挙し、それらの共通点に基づいて小規模なグループを形成した。その後、グループ内で政策の統合や文言の検討を行い、最終的に Committee 全体で文言の確認と最終的な調整を行った。

印象的だったのは、全ての国が積極的に子どもの権利や環境保護に取り組む姿勢を示していたことである。また、日本の大学生が参加者の大半である点は既に述べたが、留学生も参加しており、多様なバックグラウンドを持つ各国大使が集まっていた。このため、異なる価値観や知識に加え、英語力においても差が見られる中で交渉が行われており、各国大使の間で歩み寄りが見られる場面もあった。

一方で、苦労していた場面もあった。UNICEF のマンデートに合致しつつ政策を提案する難しさや、自身の政策アイデアを適切な文言で表現する難しさ、前文と主文の関係性を理解する課題などが見受けられた。私自身は JMUN での経験を生かし、これらの困難を突破することができたものの、模擬国連という活動が世間一般的な人から見た際に特殊であることを感じる機会でもあった。

4. 終わりに

普段の JMUN の会議とはさまざまな点で異なる模擬国連を経験することができ、非常に貴重な体験であると感じた。この経験を踏まえて、自身の模擬国連観や会議での行動を再考するきっかけとしたいと思った。また、この報告が皆様にとって有益な情報であること

を願いつつ、私からの報告を結びたいと思う。

JMUN でも、NMUN でもない場所　　英語会議体験記

日吉研究会　28 期　大野秀征

この記事をご覧の皆さまは、英語会議と聞くとどんな会議が思い浮かぶだろうか。全米団が主催する英語会議、もしくは全米団が派遣される全米大会（National Model United Nations: NMUN）、はたまた過去の AJMUN に存在した英語会議を思い浮かべる方もいるかもしれない。しかし、今回私が参加したのは、JMUN とも全米団とも違う、日本での英語会議、”Japan English Model United Nations: JEMUN” である。

私はこの 4 月に全米団の一員として NMUN に参加し、多くの学びを得て、さらに大きな悔しさを感じつつ帰国した。この悔しさをどこかに活かすことはできないかと、いつかどこかで見聞きした模擬国連のポータルサイト”bestdelegate”[18] を訪れ、日本で開催される会議についてなんとなく目を通していた時、2023 年には”JEMUN”なるものが開催されるとの情報を得たので、早速調べてみた。そして日程的にも参加が可能でありそうだということが判明したため申し込み、7 月 15 日~17 日に開催された会議へと臨んだ。

会議の報告に入る前に JEMUN について補足したい。JEMUN は今年で 7 回目となる日本での英語会議の試みで、本年は近畿大学東大阪キャンパスで開催された。参加者は主に大学生・高校生であり、割り当てられた議題について 3 日間で議論するというものである。大学生の参加者は日本全国から集まるが、そのうち半数以上は関西近郊の大学から参加している学生であり、関東からの参加者はあまり多くはない。また、大学の授業（おそらくゼミナール形式）での会議準備も可能という設計であり、会議そのものも会議準備も JMUN での活動ほど準備が求められる印象ではなかった。[19]

[18] https://bestdelegate.com/
[19] 実際、ゼミの先生に勧められて参加した、という学生も多かった。

さて、ここでこの会議について詳細な報告をしても良いのだが、ここでは JMUN における会議との差について重点的に検討したいため、特に会議進行に焦点を当てて報告をしようと思う。

端的に言えば、私が参加した会議は、模擬国連の導入としてこれまで一切経験がない参加者の取り組みやすさを重視しており、その意味では JMUN の会議とは大幅に異なり、従来よりも模擬する要素を絞った会議設計であったといえよう。大まかな違いを挙げれば、

1. スピーチが存在しないこと
2. 挙げる動議が事前に指定されていること
3. 実質の自由交渉は設定されず、各地域ブロック or 論点ブロックにおける議論と交渉のみであったこと

などとなる。各地域ブロックにおける政策表明の時間がスピーチの存在を代替し、議長の事前に策定したシナリオが動議の指定を可能にし、さらに決議案が自動で作成されていくルール（WP が自動的に DR として処理された）が実質の自由交渉の不存在を可能せしめていたと考える。その意味では、これほど重要と思われる要素を捨象したとしても会議が可能であることを知れた意義は大きい。しかし、このような会議であるからこその弊害が生じていたこともまた特筆すべきである。

まず、デリからの質問が飛んでくると議事進行が不明確になってしまうという点は重大な問題であった。日本人以外の参加者には、何度か MUN(ここでは Model United Nations の頭文字から、英語での模擬国連会議をこのように呼称したいと思う)を経験している方もいた。NMUN や Harvard World MUN などの Rules of Procedure に準拠した会議を経験している彼らからしてみれば、会議進行にはいくつかの問題点があるように思われてそれを指摘したのだろうが（実際、私の目にも明らかであると思われる会議進行上の問題点はいくつかあった）、それが会議運営を担当する dais（日本でいうところの「フロント」に該当）にとってはすぐに解消できるものではなく、結果的に参加者を大いに混乱させてしまっていた。具体的には、先述した通り WP から自動的に投票にかけられるようになっ

た DR の扱いについて、それが連結された 1 本の DR であるのか、それとも論点ごとに別の DR として分割されているのかといった点は判然としなかった点、さらには投票行動について、出席確認のフェーズでそれぞれの大使に”Present and Voting”[20]を宣誓させている中で Abstention を認めるのか否かという点についての進行が判然としなかったという印象は否めない。しかし、この RoP に厳密になることもまた初心者を置き去りにするであろうことから、この塩梅は結局として難しいという結論に辿り着くだろう。

会議を通しては、NMUN においては未熟であったいくつかの事柄について自分の成長を確信するに至るなど、好意的に受け取ることができそうな面が多かった。しかして、同時にこのような単純な会議進行と厳密性を重視するデリの姿の相剋、大学教育における英語での模擬国連の難しさ、そもそも初回の模擬国連を英語ですることの意義などについては大きな問いを得たようにも思う。同時並行的に運営に携わった別の英語での会議も含め、日本における教育的側面を重視した英語会議的プロシージャの策定は実は需要があるのではないかとも感じるところであるから、引き続きこれらの問題に対して検討を深めていこうと考える。拙文を最後までお読みいただいた皆様に感謝の意を示し、寄稿を締めくくりたい。

[20] NMUN Rules of Procedure など、一般に英語会議において採用されている Procedure によれば、大使は各 Meeting の出席確認フェーズにおいて、”Present”若しくは”Present and Voting”を宣言できるとされている。特徴的なのは後者の宣言であり、この宣言をした大使はその Meeting の間は実質投票において Abstention を選択できないとされている。

知識の扉

『知識の扉』では、編集を担当する日本模擬国連代表部研究が、模擬国連を行う上で有益と思われる知識を紹介する。

そのとき人道になにができるか

文責 芹口桃華

通りかかった町で、大地が倒れた兵士と馬で覆われ、道や野原のあちこちに遺体が散乱し、よろめき歩くわずかな兵士と藁の上に横たわり水を求め叫ぶ人々を目にした時、あなたは何をなさいますか。もしかすると、負傷兵を教会へ収容し、看護し、水とできるだけの食糧を運び、死者を弔うかもしれません。それは、1859 年 6 月 4 日、北イタリアのソルフェリーノにてひとりの実業家が呼びかけ、為したことです。

この後、彼の呼びかけとそれに賛同した数名の呼びかけによって、敵味方の区別なく負傷者を救護するための団体が各国に組織されるべきであり、かつ国際的な条約の締結が必要であるとヨーロッパに大きな影響をもたらしました。ついに、1864 年の外交会議をもって、最初のジュネーブ条約が調印され、赤十字国際委員会（international Committie of Red Cross：ICRC）が発足します。時が経ち、戦争の様相が変化するに伴い、傷病者の保護に焦点を当てていた条約も、人類の日々の体験を通じ、限界と欠陥はより正確により包括的なものに強化されました。捕虜の保護、文民の保護、兵器の規制、さらには非国際紛争への適用などです。

模擬国連の会議では、ジュネーブ諸条約や国際人道法を調べる際によくお見かけする組織であり、オブザーバーとして会議に参加することもあるでしょう。その役割の重要な価値のひとつは、小さな声を届けることにあると考えています。それは、いくら法が強化されたり、整備なされたりしても、人道の実践はジュネーブ条約の守護者、ICRC にあると彼らは使命感を覚えているのです。

ICRC の管理するジュネーブ諸条約やプロトコルのコメンタリーにお世話になった方も多いと聞きます。『模擬国連の探求』知識の扉として私からみなさんにご提供できるものはほんのわずかしかございませんので、このありがたい機会に、膨大な ICRC の資料へのアクセスを少し容易にする場として紙面を頂戴いたします。以下の情報が、あなたが人道についてできることを考える一助となりましたら幸いです。

International Review of the Red Cross

International Review of the Red Cross は学術誌です。1869 年フランス語で創刊されて以来、1961 年に英語版、その後もいくつかの言語に翻訳されています。投稿は、多くの学術的観点、法律学、政治学、歴史学、社会学、心理学から受け付けてあり、人道問題に関心を持つすべての方が読者の対象です。2023 年 6 月の現地点で最も新しいレビューは組織犯罪について、法的、倫理的、運用上の問題について考察されています。他にも、国際人道法がどのように発展してきたのかについては 2022 年 11 月のレビューに含まれており、特定の地域における武力紛争の状況、各国における ICRC の活動状況について毎号記してありま

す。2002 年のレビューからは大きなテーマがタイトルとなっているため、例えば武力紛争における女性の脆弱性と影響については 2010 年の 3 月に出版なされたものに、人権との関係については 2008 年の 9 月に、2006 年 9 月のレビューは民間軍事会社（Private Military Companies:PMCs）の問題について寄稿がまとめてあります。お探しの情報の断片でも見つかるものだと思いますので少し調べてみるのも良いかもしれません。

International Humanitarian Law Databases

International Humanitarian Law Databases の The Geneva Conventions and their Commentaries は、ジュネーブ諸条約と追加議定書の解説が記してあります。まず該当する条約、ここでは通称で表しますが、第 1 条約から順に陸、海、捕虜、文民の保護の条約、もしくは追加議定書のどれかを選び、続いて条文を選択すると、作業段階のはなしや実行に関する決まり事について述べてあります。コメンタリーはいくつかの年代が存在し、参加する模擬国連の会議の年代によって選ぶと良いでしょう。注釈や出典もよく記してありますので、さらなる調べ物によく役立ちます。また、State parties and signatories ではマップと共に締約国、署名国の一覧が掲載されています。関心のある国が締約国あるいは署名国であることを願っています。試しに、第 4 条約、文民の保護に関する条約の日本をクリックすると、関連する国際人道法に日本が批准した年月が記してあり、さらにその条約のテキストにアクセスできます。その先へのコメンタリーというものは準備されていません（検索結果）。

Customary IHL - Practice

これまでは条約の解説に焦点を当てたデータベースでしたが、続いてご紹介するのはサイトのページ上部、Customary IHL の中でも Practice では各項目で、条約やそのほかの文書、各国の軍用マニュアルで、国際機関の見解で該当することを ICRC がまとめています。これは、条文ごとでなくても、sort by: country をクリックすると国別の状況が記してあります。

National Practice - IHL Databases - ICRC

同データベースの National Practice では各国の実行や判例、慣行について可能な限り収集し、ICRC の要約が記載してあるため、必要な情報を探しやすいです。詳細検索の国別だけでなく、Topic で絞ることで各国の状況を包括的に集めやすく、その際 Type of practice で立法状況と判例で分けることも検索への近道です。

Sign up for the Law & Policy NEWSLETTER

人道問題について更に継続して関心を持ち、情報を入手したい方はこちらは ICRC が定期的に発行しているニュースレターの英語またはフランス語に登録することができます。過去のアーカイブもこちらからご覧いただけます。

日本語ニュースレターの購読申し込み

駐日代表部が発行する日本語ニュースレターへの登録はこちらのリンクがお役に立つことができます。ICRC や国際人道法についてさらに知ることはもちろんですが、紛争や災害の現場で人々がどのように生き、そこに ICRC がどのように立ち会っているかについて更に理解することができます。毎月、異なる国、異なる状況の困難について情報をえると、問題が山積みではあるが確実に人道の精神が寄り添っていることを実感できます。あなたにできることや身近なイベントも記してありますので、この機会にぜひ 30 秒で購読を開始してみるのはいかがでしょうか。8 月の配信では、冒頭にご紹介した ICRC 創設にまつわるさらなる歴史についてや、ニジェール、ミャンマー、モルドバの現状と ICRC の活動などがありました。

時に、大切なことは、人道の問題に限らずではありますが、自身で情報を収集し、整理し、素材をもとに思考し続けることにあるように思われます。そのどの段階においても、私がお役に立てることがありましたら喜んでご一緒させていただきます。学び、悩み、深い悲しみに暮れ、それでもわずかな希望を見据えているのがあなただけではないことをどうか忘れないでください。

コラム連載

『コラム連載』では、各担当者が連載形式で執筆するコラムを掲載する。

出口啓貴の大きな独り言—模擬国連と睡眠—

出口啓貴

もぎこっかーはいつ寝ているのだろうか。これは筆者が私が新メンのころから思っていることだ。昼間には全然連絡がつかないにも関わらず、深夜 3 時とかに連絡をしたらすぐに返ってきたりする。タスクを覗くと最終変更履歴が 3 時台や 4 時台であることもよくある。しかし昼間にタスクを書いている人はほとんどいなかったりもする。結局彼らはいつ寝てるのであろうか。

少なくとも会議が近くなるとほとんど寝ていないもぎこっかーがいることは間違いない。そのせいで会議のオリセンのゴミ箱はエナジードリンクのゴミで溢れかえっている。そして会議後に会議中の写真を見直すとエナジードリンクが移りこんでいることもよくある。エナジードリンクが会議の必需品であるというもぎこっか—もいる。とにかく会議前日や会議近くは寝ずにリサーチをするもぎこっか—はあまりにも多い。そしてデリが寝ていないようにフロントも寝ていない。深夜におよぶメンターや議論想定のミートでフロントはフロントで会議直前は寝ていないことが多い。

じゃあ会議がなくなればもぎこっかーは早く寝ているのか。そんなことはない。運営代や、会議のフロント、大会の事務局にはいっていたら結局ミートが深夜に渡って行われてまともな時間に寝ないということはよくある。第一ミートが深夜の 11 時から始まったりする。昼間はそれぞれの大学の授業とかがある以上仕方が無いのは分かるが、深夜までおよぶ時間からミートを始めるのは良くない。けどそれ以外だと時間が合わない、ジレンマがある。解決策はあるようでないんだなぁと筆者は思っている。

けど人間らしい生活はしたほうが良い。深夜二時前にこのコラムを執筆しており、関西大会前日に朝方までミートをし、会議中はレッドブルばかり飲んでいた筆者が偉そうなことを言えた身ではないが早寝早起きをしたほうが良い。第一会議に寝坊して遅れたら笑えない。筆者は関西大会に新メンの時は寝坊して国益を割り、老メンに至ってはフロントにも関わらず寝坊をして会議開始時間に遅れていくという事件を起こしている。私の国立の同期は自分がディレクの会議で寝坊してきた。とにもかくにも夜更かしして寝坊をかますもぎこっか—は多い。ただなんか許されている風潮があるようにも感じる。

つらつらとくだらない事ばかり書いてきた（いつものことっちゃいつものこと）今回のコラムであるが、とにかくもぎこっかーはちゃんとした時間に生活していただきたい。そして遅刻を容認する文化は何とかしないといけないと、遅刻魔ながらに思うわけです。あとはミートの時間はなんとか解決策を見出していきたい。

編集後記

着実に積み上げられてゆく模擬国連の軌跡を拝読し、熱烈な議論とそのための弛まぬ努力に旨を馳せています。模擬国連に携わるみなさんは、お察しするに、年中なにかに追われ、気の休まるひとときがあるのか不安になりますが、今回執筆をご依頼申し上げた会議監督の皆様へは、また一段と無理なお願いに快く応えていただきましたこと、心より感謝申し上げます。

また、模擬国連研究所では、英語会議を特集させていただき、模擬国連の多様な楽しみと学びについて、JMUN 会員のみなさまにお伝えする機会を設けることが叶いました。こちらも、ご執筆くださった全米大会日本代表団派遣事業に携わるみなさま、本田様、日下様、藤田様、大野様に心より深謝の意を表します。

編集作業にあたり、研究チームには、助言をいただき、模擬国連の軌跡を収集、管理し、既に次号編集に取り掛かる方がいることで、円滑に私自身の作業が進めることができました。日々の活動に心より感謝しています。JMUN Office は、創刊を気にかけ、校閲し、連携して活動してくださっています。更に、会議に参加し、『模擬国連の探求』の読者となっていただいているみなさま、おひとりおひとりの存在に常に励まされています。謝辞がなんだか壮大なものとなるほどには、多くの方が支え合い参加し成り立つ活動なのだと改めて感じています。

さて、次号は、模擬国連の軌跡にて関西大会を、模擬国連の研究所ではレビューについて取り扱わせていただきます。寄稿をご希望なさる投稿はもちろんのこと、ご質問、ご相談もお待ち申し上げております。これからも多くの記録が着実に集まりますよう、一会員として心より祈念しております。

芹口桃華

実際に行なわれている模擬国連の活動にご関心がありましたら、ぜひ日本模擬国連の公式ウェブサイトをご覧ください。

http://www.jmun.org/

今後とも模擬国連の発展のため、日本模擬国連の機関あるいは事業で主催される模擬国連会議で会議監督を務める皆さんには是非会議記録の寄稿をお願いいたします。

また、日本模擬国連会員の皆様には是非模擬国連研究所、自由寄稿、連載の寄稿をお願いいたします。

寄稿資格者は以下の通りです。

1. 日本模擬国連会員
2. 日本模擬国連卒業生
3. その他、日本模擬国連代表の許可を得た者

寄稿を希望される方、その他のお問い合わせは編集を担当する日本模擬国連代表部研究メールアドレスまでお願いします。

連絡先：research.dept.jmun@gmail.com

本誌掲載の寄稿に示された見解は寄稿者個人のものであり、日本模擬国連代表部あるいは日本模擬国連の見解を代表するものではありません。本誌の内容の無断転載はお断りします。

模擬国連研究雑誌『模擬国連の探求』2023 年度 6-8 月期会議編

発行日：2023 年 9 月 5 日

発行者：日本模擬国連代表部